

地域少子化対策重点推進交付金 Q A（令和5年度当初・令和4年度補正）目次

NO	タイトル	内容
1. 総論		
Q1	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）と本交付金の対象事業の範囲	「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」に申請すべき事業と本交付金に申請すべき事業に違いはあるのか。
Q2	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）との同時申請	「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」と本交付金に、同時に同一事業を申請して差し支えないか。
2. 事務手続き		
(1) 事務の流れ		
Q3	計画の策定から交付決定までの流れ	実施計画の作成から交付決定までの手続はどのような流れか。
Q4	交付決定の時期の調整	交付決定の時期は、自治体における予算編成のタイミングと合わせることができるか。
Q5	交付決定前の事業開始	交付決定を待たずに事業を執行することは可能か。
(2) 計画の作成・公表		
Q6	計画策定のための協議会	事業計画の策定に当たり、関係者の意見を聴くための協議会を立ち上げる必要はあるか。
Q7	市町村のみが事業を実施する場合の取扱	都道府県事業は実施せず、市町村事業単独での実施も可能か。
Q8	複数の自治体にまたがる事業の実施	都道府県と市町村など複数の自治体にまたがる事業は可能か。
Q9	都道府県と市町村が連携して事業を実施する場合の計画書の作成記入	都道府県と市町村が連携する場合（市町村の計画において一部の事業を都道府県の事業をもって充てる場合、都道府県と市町村が一つのまとまった事業を役割分担しながら行う場合など）、計画に記載する内容が都道府県と市町村で重複する場合が考えられるが、その際、記載の一部を省略してよいか。
Q10	自治体の単費負担を含む事業の計画書	総事業費のうち、自治体が単費負担する部分がある場合、計画書は自治体負担分を含めた金額で作成しても良いか。
Q11	企業・団体からの寄付を事業に充当する場合の取扱	自治体負担分について、自治体の一般財源ではなく、企業・団体等からの寄付金等を活用することは可能か。
Q12	企業版ふるさと納税の活用	自治体負担分について、企業版ふるさと納税による寄付を活用することは可能か。
Q13	個別事業のKPI項目の設定	個別事業のKPI項目の設定に当たっての留意事項は。また、KPI項目数の上限や下限はあるのか。
Q14	計画の公表	計画案の公表の時期如何。また、計画案はどのような情報をどのように公表するのか。
(3) 計画の審査		
Q15	計画の提出先	計画の提出先は内閣府のどの部局になるのか。
Q16	協議による事業内容の修正	内閣府への協議によって、事業内容や事業費等の修正はあるのか。
Q17	外部有識者審査の対象	本交付金において外部有識者の審査対象となるのは、どのような場合か。
Q18	外部有識者審査の手続・判断基準	外部有識者の審査はどのような手続・判断基準で行うのか。
Q19	不採択理由の開示	不採択となった理由は開示されるのか。
(4) 計画・事業内容の変更		
Q20	計画の変更と変更申請手続き	変更申請手続が必要ない「軽微な変更」（交付要綱第8条第1項）とは何か。

NO	タイトル	内容
Q21	事業期間の延長	交付決定時には事業実施期間の終期を年度途中までの事業計画としていたものを、年度末まで延長することは「軽微な変更」に当たるか。
Q22	結婚新生活支援事業の補助基準額・見込世帯数の変更	交付決定を受けた範囲内で、結婚新生活支援事業の自治体における補助基準額（補助上限額）と見込世帯数の変更を行うことは、「軽微な変更」に当たるか。
Q23	市町村間の流用	都道府県が交付決定を受けた範囲内で、同一都道府県内の市町村間の経費の流用は可能か。
Q24	事業間の流用①	「地域少子化対策重点推進事業」と「結婚新生活支援事業」の間での経費の流用は可能か。
Q25	事業間の流用②	「地域少子化対策重点推進事業」のうち、同一予算年度内における補助率が異なる事業間での経費の流用は可能か。
Q26	やむを得ない事情で事業を中止した場合の取扱	天災等のやむを得ない事情により、イベントやセミナー等の中止等、事業内容を変更せざるを得なくなった場合は、変更交付申請が必要か。

(5) 事後評価

Q27	事業の事後評価	なぜ実績報告と別に、事後評価をするのか。
-----	---------	----------------------

(6) 財産処分

Q28	財産処分手続が必要な場合	本交付金により取得した財産を処分するにはどのような手続が必要か。
-----	--------------	----------------------------------

3. 地域少子化対策重点推進事業

(1) 総論

Q29	地域少子化対策重点推進事業	「地域少子化対策重点推進事業」とは具体的にはどのようなものか。
Q30	当初予算・補正予算の区分	令和5年度当初予算・令和4年度補正予算の双方に「地域結婚支援重点推進事業」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業」が盛り込まれているが、両者の違いは。
Q31	過年度からの継続事業	前年度以前から交付金を活用して事業実施している場合も交付金の対象となるのか。
Q32	ステップアップの考え方	本交付金におけるステップアップとは、どのようなものを指すのか。
Q33	3年ルールの対象経費と期間算定の考え方	3年ルールの対象となる経費の範囲や期間算定の考え方は。
Q34	リニューアル等する場合の3年ルールの適用	自治体の子育て支援アプリ等の中身を新たなシステムに入れ替える場合には、新たに3年間の運営経費が交付対象となるか。

(2) 事業内容の考え方

Q35	自治体職員向けの研修事業	自治体職員のスキルアップを目的とした研修事業を実施することは可能か。
Q36	広報のみを実施する事業	広報のみの事業は対象とならないのか、また広報経費として使用できる上限はあるのか。
Q37	調査・分析のみを実施する事業	少子化の要因について調査・分析のみを実施する事業も対象となるのか。
Q38	趣旨が重複する事業との関係	移住や定住の促進に関連する事業や子育て支援や妊娠・出産支援に関する事業は本交付金の対象とならないのか。
Q39	対象が限定されるアプリの開発	母子健康手帳アプリ等を導入する事業は本交付金の対象となるか。

(3) 対象経費の考え方

Q40	セミナー・イベントの1人あたりコスト	セミナーやイベント等を開催する場合の一人あたりコストの上限はあるか。
Q41	利用料その他収入の徴収	利用者から料金（登録料、イベント参加料、資料代等）を徴収してもよいか。
Q42	利用料等に対する補助	利用者個人が負担する費用（例：結婚支援センターやマッチングシステム、子育て支援アプリ等の登録料・利用料、体験型イベントの体験料）について、本交付金を活用し補助を行うことは可能か。
Q43	講師謝礼の単価上限	セミナーを開催し、講師を委嘱するに当たり、謝礼の金額を自治体の判断で設定してよいか。上限額等の設定はないのか。
Q44	自治体職員の旅費	（旅費）都道府県・市町村職員の旅費は対象となるか。
Q45	事務費の計上	（需用費等）事業ごとに事務費を計上することは可能か。
Q46	印刷製本費の執行	（需用費）ハンドブックなどの印刷製本費は対象となるか。

NO	タイトル	内容
Q47	委託料を執行する場合の留意事項	(委託料) 委託料に関する留意事項如何。
Q48	委託料に含まれる「企画運営費」等の執行	(委託料) 委託料に含まれる「企画運営費」等は交付金の対象となるか。
Q49	備品購入費の執行	(備品購入費) 本交付金事業を実施するに当たり、備品を購入することは可能か。可能な場合の取扱い如何。
Q50	所有権移転リース契約の締結	(備品購入費、使用料及び賃借料) リース契約の締結について、所有権移転リース契約も可能か。
Q51	工事請負費の執行	(工事請負費) 本交付金において、工事請負費を執行することは可能か。
Q52	負担金、補助及び交付金の執行	(負担金、補助及び交付金) 負担金、補助及び交付金を計上する際の留意点はあるか。

(4) 事業の実施方法

Q53	事業委託先の欠格要件	委託先について、実施要領に掲げる欠格要件のほかに、法人の形態や事業内容の要件はあるか。また、研究者個人や株式会社への委託も可能か。
Q54	委託先選定の留意事項	事業の委託先選定に当たっての留意事項は。
Q55	都道府県から市町村への事業委託	都道府県の事業を、交付対象の市町村に委託することは可能か。

(5) 各事業メニューの留意点

ア 地域結婚支援重点推進事業

Q56	自治体の結婚支援センターの運営費	自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）は、運営開始後3か年が補助期限となるのか。
Q57	婚活イベントの実施方法	婚活イベントは交付対象としてよいか。また実施方法（委託・補助）の制限はあるのか。
Q58	婚活イベントの対象経費	婚活イベントを交付対象とした際、対象とできる経費はどのようなものが含まれるか。

イ 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

（自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援）

Q59	取組の内容及び実施要件	「自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援」とはどのような取組か、実施にあたっての要件は。
Q60	具体的な取組内容	具体的にどのような取組が対象となるのか。
Q61	補助率・補助額の設定	自治体が定める要綱において、企業・団体・学校等への補助率又は補助額については自由に設定して差し支えないか。
Q62	連携する複数企業の数	「複数企業等の共同・連携による取組であること」とされているが、複数企業の数の下限等はあるか。
Q63	3社未満の実施	「複数企業等の共同・連携」が要件になっているが、補助事業者を公募により選定した結果、1社のみしか応募がなかった場合は、当該要件により対象とならないということか。
Q64	婚活支援や子育て支援を主たる業務とする企業等との連携	婚活支援を主たる業務とする企業が行う地域の独身者向けの結婚支援事業や、子育て支援を主たる業務とする企業が行う子育て支援事業は対象となるか。
Q65	補助対象の団体の要件	対象となる団体の要件は何か。
Q66	団体、学校と連携する場合の団体・学校数	団体、学校の場合は1団体、1校でも対象となるか。
Q67	婚活支援や子育て支援を主たる業務とする公益団体・非営利団体との連携	婚活支援や子育て支援を主たる業務とする公益法人やNPO法人等の非営利団体が行う取組は対象となるか。

4. 地域結婚支援重点推進事業 重点メニュー

(1) 総論

Q68	重点メニューの趣旨	「重点メニュー」の趣旨は。
Q69	一般メニューとの違い	「一般メニュー」と「重点メニュー」の違いは何か。
Q70	本交付金を活用しない事業との連携	複数の取組を併せて実施することを要件とする重点メニューについて、そのいずれかを本交付金を活用せず実施する場合でも、重点化の対象となるか。
Q71	重点メニューの対象経費の考え方	重点メニューの補助対象となる対象経費などは、一般メニューと異なるのか。

NO	タイトル	内容
Q72	重点メニューを継続実施する場合のステップアップ	令和4年度補正予算事業では、令和3年度補正事業と同一・類似の重点メニューが掲げられているが、自治体が同メニューを前年度に引き続き活用する場合は、ステップアップが必要か。
Q73	一般メニューとしての実施	重点メニューに掲げられている事業を、事業実施とあわせて取り組むべき各種要件を省略して、一般メニューとして実施することは可能か。
Q74	協議会等の開催に必要な経費の計上	都道府県が結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）の要件である協議会等を開催するために必要な経費は、都道府県が「自治体間連携を伴う取組に対する支援」メニューの取組を実施する場合は当該取組の計画書に計上できるが、都道府県がその他の重点メニューの取組を実施する場合に、それぞれの取組の計画書に計上することは可能か。

(2) 自治体間連携を伴う取組に対する支援

Q75	自治体間連携の内容	「自治体間連携を伴う取組に対する支援」とは、どのような取組か。
Q76	連携の要件	自治体間の「連携」にあたっての要件は何か。
Q77	連携する自治体の数	連携する自治体数の上限や下限は設定されているのか。また、都道府県を超えた連携は対象となるのか
Q78	従来から実施している連携	従来から自治体間連携により実施していた事業についても、重点メニューとして本メニューの対象となるのか。
Q79	交付金未活用自治体との連携	本交付金を活用せず事業を実施している自治体との連携も対象となるのか。

(3) AIを始めとするマッチングシステムの高度化

Q80	対象となる取組の範囲	当該メニューは、既存システムの高度化のみが対象であり、新規導入は対象とならないのか。
Q81	対象となる施設の範囲	当該メニューは、自治体の結婚支援センターで使用するシステムのみが対象であり、他施設のシステムは対象とならないのか。
Q82	AI活用やビッグデータ連携以外の重点化	AI活用やビッグデータ連携に頼らない新たなシステムを導入したいと考えているが、重点化の対象となるか。
Q83	システム関係以外の経費	システムの高度化（導入・改良）に係る経費のみが対象となるのか。

(4) オンラインによる結婚相談・伴走型支援

Q84	オンラインのみによる結婚相談・伴走型支援	オンラインによる体制の整備だけでも、当該メニューの対象となるか。
Q85	オンライン婚活イベントの開催	オンライン婚活イベントを開催したいが、当該メニューの対象となるか。
Q86	対面式の婚活イベントの開催	オンライン婚活イベントは開催せず、対面式の婚活イベントだけ開催したいが、当該メニューの対象となるか。
Q87	婚活イベントのためだけの相談支援体制	オンライン婚活イベントのためだけに、対面でもオンラインでも実施できる相談支援体制を構築する取組は、当該メニューの対象となるか。
Q88	2つ以上の取組との有機的な連携	相談員による結婚相談・伴走型支援の体制についてイベント参加者へ周知するだけでも、有機的な連携の対象となるか。

(5) 結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成

Q89	育成計画	「相談員の育成計画」とは何か。
Q90	マニュアル等の活用	既に、自治体や結婚支援センターでマニュアル等を策定しているが、必ず内閣府策定のガイドブックやマニュアルを活用する必要があるか。
Q91	相談支援の実施	研修等に要する費用だけではなく、相談員が実際に相談支援を実施するために必要な経費も計上できるか。

(6) 若い世代向けのライフデザインセミナー

Q92	ライフデザインセミナーの内容	ライフデザインセミナーについてはどのような取組が対象となるのか。
Q93	対象が限定される取組の実施	性別により対象を限定した取組や、特定のライフイベントにテーマを絞った取組は対象となるか。

5. 結婚支援コンシェルジュ事業

Q94	コンシェルジュの人材候補	結婚支援コンシェルジュはどのような人を想定しているか。
Q95	直接雇用の必要性	都道府県が直接雇用する必要があるか。

NO	タイトル	内容
Q96	要領に掲げるその他の業務	実施要領の「(5) その他、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するために必要と認められる業務」とは何か。
Q97	補助対象費用の範囲	補助対象費用の範囲は。
Q98	全市区町村への働きかけ	年度内の管内全市区町村への働きかけは必須か。
Q99	雇用開始時期	4月1日時点で雇用していなければならないか。
Q100	一般メニューとしての実施	実施要領に掲げる取組の一部だけを、全市区町村への働きかけ等の各種要件を省略して、一般メニューとして実施することは可能か。

6. 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー

(1) 総論

(2) 自治体間連携を伴う取組に対する支援

Q68～Q79を参照

(3) 若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等

Q101	自治体独自の取組との連携	既に自治体が独自で行っている結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等の事業については、国の少子化対策の取組と連携する要素を新たに取り入れなければ本メニューの対象とならないのか。
Q102	国の取組との連携方法	国の取組との連携は、具体的にどのように行えばよいのか。「実質的な協働」（費用、役務の分担）が必要となるのか。
Q103	国の調査結果	少子化の進行が地域の社会経済にもたらす影響について、国の調査結果も踏まえた情報発信が求められているが、具体的に想定している調査はあるのか。

(4) 男性の育休取得と家事・育児参画促進

Q104	企業に対する取組の要件	企業に対する取組は、「男性の育児休業取得や家事・育児参画に関心の低い企業にも参画を促す取組とすること」とされているが、具体的にどのような取組が要件を満たすか。
Q105	企業への補助金	男性の育児参画に取り組む企業に対し、自治体から補助金を支出する事業を、本メニューにおける対企業の取組とすることはできるか。
Q106	当事者に対する取組の要件	当事者に対する取組は、「家事・育児の参画を促す取組とすること」とされているが、具体的にどのような取組が要件を満たすか。
Q107	当事者に対する情報の周知	当事者に対する取組として、機運醸成キャンペーンや動画配信のような取組でも要件を満たすか。
Q108	子育て支援サービス等の利用料金	対当事者の取組として、子育て支援サービス等の体験支援を実施する場合、当該サービスの利用料金は交付金の対象となるのか。
Q109	地域子ども・子育て支援事業（13事業）の利用料	子育て支援サービス等の体験支援において、地域子ども・子育て支援事業（13事業）を対象とできるか。

(5) 子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築

Q110	情報配信や相談体制の構築における留意点	情報配信や相談体制の構築にあたって、留意すべき点はあるか。
Q111	A I活用によらない相談体制の構築	既にA I活用によらない相談体制を構築済みであるが、対象とならないのか。
Q112	24時間以内に回答できない場合	システムメンテナンス等のやむを得ない事情で24時間以内に回答できない場合があってもよいのか。

(6) 多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備

Q113	実施する外出・移動支援の数	取り組む外出支援の数の下限・上限はあるのか。
Q114	外出・移動支援の実施規模	子連れ専用・優先レーンや優先駐車場・エレベータの設置に係る最低設置数（何メートル以上、何か所以上など）の基準はあるのか。
Q115	既存の外出・移動支援の取扱	既に実施している赤ちゃんの駅など既存の外出・移動支援の取組を含めて交付金の対象とすることはできるのか。
Q116	公共施設での実施	子連れ専用・優先レーンや優先駐車場、エレベータ等の設置は市役所庁舎などの公共施設での取組も対象となるのか。
Q117	ボランティア活動のサポート	ボランティア活動のサポートの実施は必須か。
Q118	マップの作製	マップによる設置場所、空き情報等の情報提供は必須か。

(7) 多様な働き方の実践モデルの取組

NO	タイトル	内容
Q119	実施する事業の数	3つの事業（子連れテレワーク、子連れコワーキング、子連れ出勤）全てを同時に実施する必要があるのか。
Q120	当該メニュー実施上の留意事項	当該メニュー実施に当たっての留意事項は。
Q121	子連れテレワークの対象経費	子連れテレワークの取組における交付金対象経費の範囲は。

(8) ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

Q122	「地域少子化対策ツール」を活用した取組	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局による「地域少子化対策評価ツール」を活用した取組は対象となるか。
Q123	ICT活用、民間事業者との連携	調査研究の内容にICT活用や民間事業者との連携を盛り込む必要があるか。
Q124	年度内の戦略づくり	調査研究結果を踏まえた戦略づくりまで、年度内に行う必要があるか。

7. 結婚新生活支援事業

(1) 総論

Q125	事業の継続実施	前年度も結婚新生活支援事業費補助金を活用して事業を実施した自治体が、引き続き本交付金を活用して同事業を実施する場合の留意点は。
Q126	交付までの流れ	交付決定を待たずに事業を執行することは可能か。
Q127	要綱に記載すべき内容	自治体が制定する要綱に記載しなければならない内容はありますか。
Q128	対象費用に対する既存の補助事業との重複	各自治体において、対象費用を補助する既存事業がある場合、既存事業は補助の対象となるのか。
Q129	実施内容の限定	実施する事業を一部に限定すること（例えば、「新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援」のみを実施することや、「新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援」のみを実施すること）は可能か。
Q130	対象費目の限定	対象費目を一部に限定すること（例えば、「婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用」のうち、賃料のみを対象とすること等）又は独自に追加すること（例えば、電化製品の購入費を対象に追加すること等）は可能か。独自に追加する場合、追加費目は補助の対象となるか。
Q131	拳証資料等の都道府県への提出	市町村が事業実施主体の場合、課税（所得）証明書等、申請者から提出された拳証書類については、都道府県に提出する必要があるのか。
Q132	補助対象外事業の事後評価	補助対象外の実業についてもアウトプット指標、アウトカム指標が必要か。

(2) 要件の設定

Q133	独自要件の設定	補助上限額、所得要件及び年齢要件を自治体が独自に設定（引き下げ・引き上げ）することは可能か
Q134	対象者の限定＜居住地＞	自治体内の一部地域に居住する場合に限定して補助事業を実施してもよいか。
Q135	対象者の限定＜定住期間＞	補助対象者を〇年以上定住している者や〇年以上定住する意思がある者に限定してもよいか。
Q136	対象者の限定＜転入者＞	自治体外からの転入者のみを対象としてもよいか。
Q137	対象者の限定＜職種＞	保育士等一部の職種のみを対象、又は公務員等一部の職種は対象外としてもよいか。

(3) 要件の確認

ア 所得

Q138	所得の定義	所得とはいったい何を指すのか。
Q139	所得確認の時点	所得は、どの時点の課税（所得）証明書に基づいて確認すればよいか。
Q140	所得判定の際に控除できる貸与型奨学金の返済期間	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでか。
Q141	貸与型奨学金の年間返済額の確認方法	貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいか。
Q142	日本国内で課税されていない場合の所得の確認方法	1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合の所得は、どのように確認したらよいか。

イ 年齢

Q143	婚姻日時点の年齢確認の方法	夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認すればよいか。
------	---------------	------------------------------

NO	タイトル	内容
ウ 期間		
Q144	申請可能な期間、家賃・引越費用等の期間	補助対象者が「婚姻日」、補助対象となる「住宅購入、リフォーム、賃貸借契約締結、引越の期間」、「支払期間」、の考え方は。また、期間を自治体で変更して差支えないか。
Q145	継続補助の対象期間	前年度上限額に達しなかった夫婦の対象期間は。また継続補助を行わないことも可能か。
Q146	継続補助の対象となる夫婦	前年度受給実績のない夫婦についても継続補助として受け付けることは可能か。
Q147	継続補助の補助上限額	夫婦の年齢要件、連携コースへの移行等により、前年度と当該年度の補助上限額が異なる場合はいずれの補助上限額を適用させるのか。
Q148	継続補助の補助対象費目	補助対象費目は、前年度と当該年度いずれを適用させるのか。
Q149	前年度受給した夫婦の申請	継続補助の対象となる夫婦は再度要件等の確認が必要か。

(4) 世帯の状況、対象費目等

Q150	複数回転居した場合の取扱	事業実施期間内に複数回転居した場合は、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象となるのか。
Q151	対象者の国籍	夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となるか。
Q152	再婚世帯の場合の取扱	再婚の世帯も補助の対象となるか。
Q153	生活保護世帯の取扱	生活保護受給世帯は対象となるか。
Q154	公営住宅等に居住している場合の取扱	公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となるか。
Q155	婚姻前から居住していた物件で同居する場合の賃借費用	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となるか。
Q156	親族と同居する場合の取扱	夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となるか。
Q157	親族の保有する物件を賃借又は取得した場合の取扱	親族が保有する物件の賃借又は取得は対象となるか。
Q158	婚姻前から夫婦の一方が居住していた物件で親族と同居する場合の引越費用の取扱	夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となるか。
Q159	婚姻前に発生した引越費用の取扱	婚姻を機とした同居のため、婚姻前に行った引越の費用は対象となるか。
Q160	住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱①	契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となるか。
Q161	住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱②	契約名義人は夫婦の親だが、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象となるか。
Q162	夫婦の一方が単身赴任となった場合の取扱	婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等も補助の対象となるのか。
Q163	家賃等として対象となる費用	家賃等について対象となる費用はどのようなものか。
Q164	家賃に含まれる駐車場代の取扱	月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうすればよいか。
Q165	勤務先から住宅手当が支給されている場合の取扱	勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当は対象外となるのか。
Q166	住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、又は勤務先が所有する社宅等に入居し、給与天引きにより家賃相当額を負担している場合は対象となるか。
Q167	領収書に記載のない経費	賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の確認のみで足りるか。
Q168	対象となる住居のリフォーム費用	住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものか。
Q169	リフォームを行う住宅の所有等	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要があるか。
Q170	賃貸物件のリフォーム	賃貸物件のリフォーム費用は対象となるか。
Q171	国の他の各種補助制度との併給	住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能か。
Q172	土地購入費用を区分できない場合の取扱	住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱は。

NO	タイトル	内容
Q173	住宅取得費用の取扱	住宅取得費用について、金融機関へのローン払い及び住宅メーカーへの一括払いはいずれも対象となるか。
Q174	建築中の住宅取得の取扱	住宅建築中のため等、当該住宅の住所に住民票を置くことができない場合、当事業の申請は可能か。
Q175	対象となる引越費用	引越費用について対象となる費用はどのようなものか。
(5) 広報について		
Q176	広報の実施義務	本事業の実施に当たり、広報は必須か。
Q177	結婚新生活支援事業に係る広報費用	広報に係る経費を本事業に計上することは可能か。

1. 総論

(デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)と本交付金の対象事業の範囲)

Q 1 「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)」に申請すべき事業と本交付金に申請すべき事業に違いはあるのか。

A 本交付金は、「結婚に対する取組」、「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」及び、「結婚新生活支援事業」に対象分野を集約している。「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」については、自治体のこれまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援することで、地域における少子化対策を推進するものであり、当事者への直接的な子育て支援を目的とするものは対象としない。

一方で、「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)」は、地域再生法に基づき、地方公共団体が策定した地方版総合戦略に位置付けられ、地域再生計画に記載された先導的な取組であり、他の国庫補助金等で対応できないものを対象とするものである(本交付金の対象となる、結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に限定されている取組は対象としない)。

(デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)との同時申請)

Q 2 「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)」と本交付金に、同時に同一事業を申請して差し支えないか。

A Q 1(デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)と本交付金の対象事業の範囲)にあるとおり、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)と本交付金の対象は異なるものであり、同時に申請する場面は想定されない。また、他の国庫補助と重複する場合も同様である。

2. 事務手続き

(1) 事務の流れ

(計画の策定から交付決定までの流れ)

Q 3 実施計画の作成から交付決定までの手続はどのような流れか。

A 交付要綱様式(実施計画書)の提出後、協議を経て事業を承認(内示)する。承認後、交付要綱様式(交付申請書)の提出、内閣府の審査を経て、交付申請から1か月程度を標準に交付決定を行う。

実施計画の作成・提出	交付要綱様式 で、実施計画を作成。策定した計画を必要書類とともに内閣府に提出(=事前相談) ※メールにてデータを内閣府子ども・子育て本部(少子化対策担当)宛送付
計画の協議	策定した計画について内閣府と協議 ※事業内容によっては期間を要する場合がある。
事業の承認	内閣府で精査のうえ事業の承認
交付金の申請	交付要綱様式 で、実施計画を作成 ※市町村は都道府県に提出。都道府県は内容を審査し、必要書類とともに内閣府に提出(=交付申請) ※交付申請は、自治体の予算の議決前であっても行うことができる ※メールにてデータを内閣府子ども・子育て本部(少子化対策担当)宛送付
交付決定	内閣府が審査の上、都道府県に交付決定通知書を送付(=交付決定) ※交付申請から交付決定までの所要期間:1か月 ※交付決定通知は、自治体における予算の議決日以降に送付する
事業計画の公表	自治体において、交付決定を受けた計画をホームページに公表

(交付決定の時期の調整)

Q 4 交付決定の時期は、自治体における予算編成のタイミングと合わせることはできるか。

A 自治体の当初予算、補正予算編成のタイミングに合うよう、申請受付の際に、交付決定時期の希望を予算時期調査により聴取しており、できる限り自治体の事務に支障が生じないように調整することが可能である。

(交付決定前の事業開始)

Q 5 交付決定を待たずに事業を執行することは可能か。

A 不可。ただし、入札公告等、契約行為に該当しないもの(=支出負担行為に該当しないもの)については、交付決定前であっても行うことができる。

(2) 計画の作成・公表

(計画策定のための協議会)

Q 6 事業計画の策定に当たり、関係者の意見を聴くための協議会を立ち上げる必要はあるか。

A 関係者の意見聴取の方法は自治体の判断によるものであり、必ずしも協議会である必要はない。

(市町村のみが事業を実施する場合の取扱)

Q 7 都道府県事業は実施せず、市町村事業単独での実施も可能か。

A 可能である。ただし、市町村事業は、都道府県からの間接補助となるので、歳入・歳出予算を計上し、市町村への補助要綱等の制定の上、都道府県において市町村計画の審査が必要である。

(複数の自治体にまたがる事業の実施)

Q 8 都道府県と市町村など複数の自治体にまたがる事業は可能か。

A 可能である。その場合、経費ごとにどの自治体が負担する経費であることを明示するとともに、共通経費(例：合同開催するイベントの会場借上費など)は合理的な根拠に基づいた按分(例：当該自治体からの参加人数による按分)などの方法を用いて、適切に各自治体に計上されたい。また、複数の自治体が連携して交付金活用事業を実施する場合でも、交付金の申請は自治体ごとに必要となるので留意されたい。

なお、協議会の設置等、別に要領に定める要件を満たす場合には、地域少子化対策重点推進事業の重点メニュー「自治体間連携を伴う取組に対する支援」(補助率：3/4、2/3)に該当するため、実施要領等を十分にご確認の上、積極的に活用されたい。

(都道府県と市町村が連携して事業を実施する場合の計画書の作成記入)

Q 9 都道府県と市町村が連携する場合(市町村の計画において一部の事業を都道府県の事業をもって充てる場合、都道府県と市町村が一つのまとまった事業を役割分担しながら行う場合など)、計画に記載する内容が都道府県と市町村で重複する場合は考えられるが、その際、記載の一部を省略してよいか。

A 都道府県計画と市町村計画において、それぞれを単独で行う計画である旨がわかるように記載する必要があり、自治体間で内容が重複する部分についてもむやみに省略せず、連携の内容が確認できるように記載されたい。

なお、市町村同士で連携する場合においても、同様に対応されたい。

(自治体の単費負担を含む事業の計画書)

Q10 総事業費のうち、自治体が単費負担する部分がある場合、計画書は自治体負担分を含めた金額で作成しても良いか。

A 一連の事業の中に、本交付金を充当する経費と自治体の単費部分の両方を含む場合、単費負担となる部分及びその金額を明記した上で、自治体単費負担分を含めて計画書を作成して差し支えない。ただし、各個票の「対象経費支出予定額」欄には本交付金の対象となる金額を記載されたい。

(企業・団体からの寄付を事業に充当する場合の取扱)

Q11 自治体負担分について、自治体の一般財源ではなく、企業・団体等からの寄付金等を活用することは可能か。

A 活用することは可能であるが、当該事業と明確に紐付けされている寄付金等については、その額を総事業費から差し引き、残額につき補助率に応じて国と自治体の負担分を決定するものとする。

例えば、全体の事業費が100万円の場合において、40万円の寄付金・負担金・協賛金がある場合、寄付金等を控除した後の額(60万円)に補助率を乗じることとなる。

(企業版ふるさと納税の活用)

Q12 自治体負担分について、企業版ふるさと納税による寄付を活用することは可能か。

A 地域少子化対策重点推進交付金の自治体負担分に企業版ふるさと納税による寄付(地方創生応援税制に係る寄付)を充てることは可能。

当税制の活用にあたっては、自治体で作成する「地域再生計画」に事業を掲載し、内閣府(地方創生推進室)の認定を受けることが必要となる。具体的な事務手続きは、自治体の地方創生推進担当部局と調整の上進められたい。

(個別事業のKPI項目の設定)

Q13 個別事業のKPI項目の設定にあたっての留意事項は。また、KPI項目数の上限や下限はあるのか。

A KPI設定例に記載の必須KPIを必ず設定いただきたい(地域少子化対策重点推進事業のうち、広報、調査研究など、明確な対象者が存在しない事業を除く。)

また、地域少子化対策重点推進事業については、上記の必須KPIに加え、地域の課題解決に向けた進捗を計測するものとして適切な指標を、KPI設定例を参考に、アウトプット、アウトカムそれぞれ1つ以上設定いただきたい。

(計画の公表)

Q14 計画案の公表の時期如何。また、計画案はどのような情報をどのように公表するのか。

A 計画案は、交付決定日の翌日から起算して14日以内(閉庁日に当たる場合は翌開庁日)に公表すること。「地域少子化対策重点推進交付金実施計画書」に記載した情報と同等の内容を、自治体の公式ウェブサイト等を活用し、少なくとも当該事業が完了するまでの間、公表すること(個別事業の概要が示されていることが望ましい)。また、都道府県においては、都道府県事業の公表に加え、管内市町村が公表した内容(ウェブサイトのURL等)を取りまとめ、公表すること。

(3) 計画の審査

(計画の提出先)

Q15 計画の提出先は内閣府のどの部局になるのか。

A 計画の提出先は、「内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当）」となる。実務的には計画書提出用のメールアドレスに計画書の電子媒体一式を送付することにより行う（交付申請書の提出先も同様に「内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当）」となる。）。

(協議による事業内容の修正)

Q16 内閣府への協議によって、事業内容や事業費等の修正はあるのか。

A 申請のあった事業内容・事業費等に対して、交付要綱、実施要領等に照らし、交付金の対象とできない部分について、内容の一部の修正を求める場合や、事業全体の見直しを求める場合がある。また、各自治体からの申請総額が本交付金予算額を上回る場合には、交付金の対象となる部分であっても、金額の調整を行う場合がある。

(外部有識者審査の対象)

Q17 本交付金において外部有識者の審査対象となるのは、どのような場合か。

A 「企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援事業」のうち、「その他、効果的な取組として認められるもの」については外部有識者が個々の事業について審査を行う場合がある。

これ以外の事業メニューは、外部有識者の審査方法に準じて事務局(内閣府子ども・子育て本部)が審査を行う。

(外部有識者審査の手續・判断基準)

Q18 外部有識者の審査はどのような手續・判断基準で行うのか。

A 外部有識者審査の手續は、次の手順に沿って実施する。

- ① 結婚又は子育ての分野別に外部有識者(各1名)が事業に対して、3段階(○、△、×)の評価をする。評価の区分と評価内容は下表のとおり。

評価の区分	評価内容
○	申請内容のままで問題なし
△	事業内容の見直しを求める。(この場合、見直しを求める箇所と修正すべき内容を具体的に示す)
×	不採択。申請内容のままでは大いに問題があり、抜本的な修正を要する。(大いに問題がある理由を示す)

- ② 上記①の結果、各有識者が「○」評価とした事業は、事務局審査を経て採択する。「△」評価、「×」評価であった事業は、以下のように扱う。

ア 「×」評価であった場合
不採択とする。

イ 「△」評価であった場合
有識者の評価に付した、見直しを求める箇所と修正すべき具体的な内容に沿った、計画の修正・変更が行われていることを事務局審査により確認した上で採択・不採択を判断する。

(不採択理由の開示)

Q19 不採択となった理由は開示されるのか。

A 申請自治体に、審査結果を連絡する際に、不採択とした理由を併せて連絡する。

(4) 計画・事業内容の変更

(計画の変更と変更申請手続き)

Q20 変更申請手続が必要ない「軽微な変更」(交付要綱第8条第1項)とは何か。

A 「軽微な変更」に該当するのは、事業費の総額の「経費の配分」又は「補助事業等の内容」を変更する場合に以下の①～③の基準を全て満たす場合に限られる。なお、「軽微な変更」に該当するか否かは、外形的な状況だけをもって機械的に判断するものではなく、事例ごとに判断するものであるため、変更を検討される場合は、必ず事前に相談されたい。

「軽微な変更」に該当すると判断する際の基準

経費の配分を変更する場合	①経費の目的を実質的に変更するものではない場合 ②経費の配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合 ③種目別配分の固定化がかえって経費の能率的な使用を妨げるおそれがあり、かつ、補助事業者等の創意に基づく配分の変更を認めても補助目的の達成に支障がないものと認められる場合 ※事業間の経費の流用は、個別事業間の流用額が流用前の交付決定額の20%以内である場合に限る。
補助事業の内容等を変更する場合	①補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合 ②補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合 ③補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部の変更である場合

(参考) 経費の配分における20%の範囲内の考え方

★変更申請が不要な例

事業	交付決定額 (a)	事業間流用	流用後 (b)	流用額 (c=b-a)	流用額の割合 (c÷a)
A事業(個票①)	3,000千円	事業間流用	2,400千円	▲600千円	20%減
B事業(個票②)	1,000千円		1,200千円	200千円	20%増
C事業(個票③)	2,000千円		2,400千円	400千円	20%増
合計	6,000千円		6,000千円		

いずれの事業も流用額が20%以内であるため、変更申請は不要

★変更申請が必要な例

事業	交付決定額 (a)	事業間流用	流用後 (b)	流用額 (c=b-a)	流用額の割合 (c÷a)
A事業(個票①)	3,000千円	事業間流用	2,400千円	▲600千円	20%減
B事業(個票②)	1,000千円		1,300千円	300千円	30%増
C事業(個票③)	2,000千円		2,300千円	300千円	15%増
合計	6,000千円		6,000千円		

B事業の流用額が20%を超えているため変更申請が必要

(事業期間の延長)

Q 21 交付決定時には事業実施期間の終期を年度途中までの事業計画としていたものを、年度末まで延長することは「軽微な変更」に当たるか。

A 当たらない。変更申請を行う必要がある。

(結婚新生活支援事業の補助基準額・見込世帯数の変更)

Q 22 交付決定を受けた範囲内で、結婚新生活支援事業の自治体における補助基準額(補助上限額)と見込世帯数の変更を行うことは、「軽微な変更」に当たるか。

A 当たらない。変更申請手続きを行う必要がある。なお、補助基準額の変更を伴わず、交付決定を受けた範囲内で見込世帯数を上回る世帯数に交付決定を行う場合は、交付決定額の変更及び補助基準の変更のいずれも伴わないため、変更申請は不要。

(市町村間の流用)

Q 23 都道府県が交付決定を受けた範囲内で、同一都道府県内の市町村間の経費の流用は可能か。

A 市町村(交付要綱第2条の市町村をいう。以下同じ。)間での流用については認められない。変更申請を行う必要がある。

(事業間の流用①)

Q 24 「地域少子化対策重点推進事業」と「結婚新生活支援事業」の間での経費の流用は可能か。

A 事業目的が異なるため、認められない。

(事業間の流用②)

Q 25 「地域少子化対策重点推進事業」のうち、同一予算年度内における補助率が異なる事業間での経費の流用は可能か。

A 認められない。また、予算年度が異なる事業間での経費の流用については補助率が同一であったとしても認められない。

(やむを得ない事情で事業を中止した場合の取扱)

Q 26 天災等のやむを得ない事情により、イベントやセミナー等の中止等、事業内容を変更せざるを得なくなった場合は、変更交付申請が必要か。

A 天災等のやむを得ない事情により、事業内容を変更せざるを得なくなった場合は、まず、事業目的を達成できるような代替の内容を実施することができないか検討の上、代替内容が「軽微な変更」に該当するかどうかを検討する。あらかじめ内閣府子ども・子育て本部まで相談されたい。

(5) 事後評価

(事業の事後評価)

Q27 なぜ実績報告と別に、事後評価をするのか。

A 実績報告は、事業が完了した際、事業の結果等を報告し、この報告に基づいて内閣府において交付決定の内容及び交付決定の際の条件等の適合の状況を調査し、交付すべき交付金の額を確定するために行うもの(補助金の精算行為)である。一方、事後評価は実施した事業を検証・評価し、改善点を今後の取組に反映させることで、PDCA(Plan→Do→Check→Action)サイクルの好循環を促し、より効果的な事業実施の確保を目的とするものである。

なお、都道府県から内閣府への実績報告書の提出期限が4月10日と、事業終了後間もなく、事業を効果検証する期間の確保が困難であるため、別に期限を定め事後評価を報告することとし、自治体において、より詳細で精緻な効果検証の機会を確保している。

(6) 財産処分

(財産処分手続が必要な場合)

Q28 本交付金により取得した財産を処分する場合にはどのような手続が必要か。

A 交付要綱に定めているとおり、「取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具」の処分を検討する場合は、事前に内閣府の承認が必要となることから、処分の検討を始めた段階で、早期に相談されたい。

3. 地域少子化対策重点推進事業

(1) 総論

(地域少子化対策重点推進事業)

Q29 「地域少子化対策重点推進事業」とは具体的にはどのようなものか。

A 「地域少子化対策重点推進事業」とは、「地域結婚支援重点推進事業」及び「結婚支援コンシェルジュ事業」並びに「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業」から成り、本交付金による事業に限らず、他の自治体のこれまでの取組の中から発掘された優良事例（効果が認められた事例）の展開等により、各自治体が地域の实情に応じて行う少子化対策に資する取組を支援するものである。各自治体においては、地域の实情と課題を踏まえ、従来の優良事例を独自に発展させた取組を加えても問題ない。

なお、自治体における検討に資するよう、内閣府において、本交付金を活用した事例集を毎年度とりまとめて情報提供しており、事業の検討にあたって活用されたい。

(当初予算・補正予算の区分)

Q30 令和5年度当初予算・令和4年度補正予算の双方に「地域結婚支援重点推進事業」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業」が盛り込まれているが、両者の違いは。

A 自治体が行う少子化対策の取組を継続的に支援するため、一般メニュー（補助率：2/3、1/2）を令和5年度当初予算・令和4年度補正予算の双方に盛り込んでいるほか、自治体の結婚支援センターによる取組を継続的に支援することにより、自治体が行う結婚の希望をかなえる取組の更なる促進を図るため、結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）を令和5年度当初予算の「地域結婚支援重点推進事業」の一般メニュー（補助率：2/3）に盛り込んでいる。

(過年度からの継続事業)

Q31 前年度以前から交付金を活用して事業実施している場合も交付金の対象となるのか。

A 地域の实情や課題に対応して取組を拡充・深化等（ステップアップ）した場合は、事業の一部に過年度からの継続的費用が含まれていても交付金の対象となる。ただし、自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）を除き、人件費、システム維持費等の経費が恒常的に発生する事業の運営費に関しては、運営開始後3か年を補助期限とする取扱としているため留意されたい（Q32「3年ルールの対象経費と期間算定の考え方」参照）。

(ステップアップの考え方)

Q32 本交付金におけるステップアップとは、どのようなものを指すのか。

A ステップアップとは、地域の実情・課題を踏まえ、これまでの取組の中で浮かび上がった課題に対応して、取組の拡充・深化等の工夫及び見直しを行うことを指す。

なお、課題に対応した取組を行うことがポイントであり、必ずしも新たな要素を加えたり、規模を拡大したりすることだけを指すものではなく、取組を重点化（選択と集中）するための規模の縮小や運営上の工夫を加えることもステップアップに当たる場合がある。

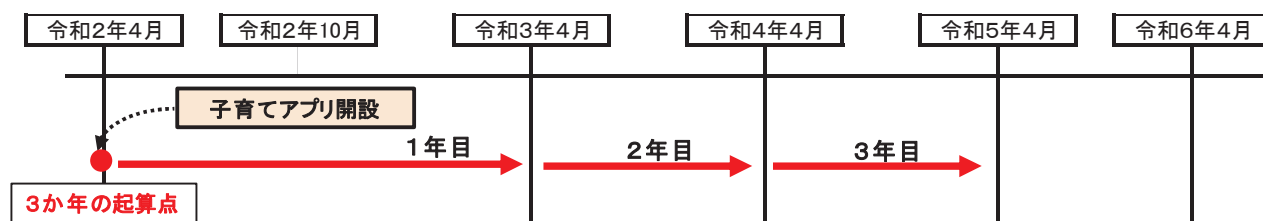
(3年ルールの対象経費と期間算定の考え方)

Q33 3年ルールの対象となる経費の範囲や期間算定の考え方は。

A 自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）を除き、人件費、システム維持費等の経費が恒常的に発生する事業を対象としており、例えば、子育て支援情報提供のスマートフォンアプリ、ウェブサイト等の保守管理や機器リースに要する経費が対象となる。

また、期間の起算点は、交付金の活用の有無を問わず、当該事業を開始した日（プレオープンやプレリリースはこれに含まず、本格運用、本格稼働）が属する年度の初めとする。

(参考) 事業開始と3か年経過のイメージ



(リニューアル等する場合の3年ルールの適用)

Q34 自治体の子育て支援アプリ等の中身を新たなシステムに入れ替える場合には、新たに3年間の運営経費が交付対象となるか。

A 既存事業があり、継続事業と考えられる場合は、新たに3年間の運営経費を対象とすることはできない。

なお、取組のステップアップに当たる部分は交付金の対象となり得る経費であるため、広範に相談されたい。

(2) 事業内容の考え方

(自治体職員向けの研修事業)

Q 35 自治体職員のスキルアップを目的とした研修事業を実施することは可能か。

A 本交付金対象事業を遂行するために直接必要な研修(例:結婚ボランティアを育成することを目的とした事業において、自治体職員が養成研修講師となる場合に講師として必要な資格や技能を取得するための研修)であれば、対象となり得る。

なお、事業実施にあたっては、研修で得た内容をもって、事業としてどのように展開させていくのかを示すこと。

(広報のみを実施する事業)

Q 36 広報のみの事業は対象とならないのか、また広報経費として使用できる上限はあるのか。

A 事業内容が、交付要綱及び実施要領に定める要件に合致し、地域の課題解決やKPIの達成に向けて効果的なものであれば対象とできる。費用については、可能な限り切り分けて計上すること(デザイン費、本体費用等)。

なお、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等による広報経費については、交付上限(交付要綱記載の「基準額」)の25%以内とし、事業内容として①広報の目的、②訴求対象者(ターゲット)、③当該広報媒体の選定理由、④広告スペースや掲載回数を計画書に記載するとともに、KPIとして①リーチ数、②認知率等を設定されたい。

(調査・分析のみを実施する事業)

Q 37 少子化の要因について調査・分析のみを実施する事業も対象となるのか。

A 調査・分析の実施目的及びその結果をどのように活用し、地域の少子化対策に資するのかを計画段階で設定し、その後の少子化対策事業の推進に不可欠であると認められるものであれば対象となる。

なお、別に要領に定める要件を満たす場合には、重点メニュー「ICT活用・官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究」(補助率:2/3)に該当するため、実施要領等を十分にご確認の上、積極的に活用されたい。

(趣旨が重複する事業との関係)

Q 38 移住や定住の促進に関連する事業や子育て支援や妊娠・出産支援に関する事業は本交付金の対象とならないのか。

A 本交付金は、「結婚に対する取組」や「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」に対象分野を集約していることから、当該事業がこれらに該当し、地域における少子化対策を推進するものであれば対象となり得るが、主目的が移住・定住の促進であるものや、当事者への直接的な子育て支援を目的とするもの等については対象とならない。

(対象が限定されるアプリの開発)

Q 39 母子健康手帳アプリ等を導入する事業は本交付金の対象となるか。

A ターゲットを子育て中の親に限定したものや、母親向け、父親向けに限定したものは不可。地域における子育て支援情報等に関するプッシュ型の情報配信をメインとしたもので、「子育て等に温かい社会づくり・機運醸成」に資する取組であれば対象となる。ただし、保守管理や機器リースに要する経費等に関しては、運用開始後3か年を補助期限とする取扱としているため留意されたい(Q32「3年ルールの対象経費と期間算定の考え方」参照)。

(3) 対象経費の考え方

(セミナー・イベントの1人あたりコスト)

Q40 セミナーやイベント等を開催する場合の一人あたりコストの上限はあるか。

A セミナーやイベント等を開催する場合のコストについては費用対効果の観点から、最小の費用で最大の効果を得られるよう検討されたい。一人あたりコストの上限は、セミナー・イベントの事業毎に原則1万円(税別)とし、上限を超える部分は当該自治体の負担分となることから、一人あたりコストを計画書に明記されたい。一人あたりコストの算出方法は、「各セミナー・イベントに係る経費(総額)」÷「各セミナー・イベントの参加予定人数(総数)×KPIで設定した参加割合」による。

これを超える場合は、その必要性を計画書に明記すること。ただし、婚活サポーターや講師等の人材育成に係る費用で、事業実施後に広がりが見込まれるものに限る。

なお、自治体間連携で事業を実施する場合は、総額の所要額を入力すること。

(計算例) セミナー・イベントを3事業実施した場合

区分	所要額(X)	参加予定人数(a)	KPIで設定した参加割合(b)	計算に使う人数(Y = a×b)	1人あたりコスト(X÷Y)
A事業	10万円	100人	50%	50人	2,000円/人
B事業	50万円	50人	100%	50人	1万円/人
C事業	30万円	20人	75%	15人	<u>2万円/人</u>

※C事業の経費は1人あたり1万円を超えているため、コスト上限を超えているものとして取り扱う。

(利用料その他収入の徴収)

Q41 利用者から料金(登録料、イベント参加料、資料代等)を徴収してもよいか。

A 自治体の判断により可能。ただし、高額な料金を設定することで、本来の目的(事業の執行)の妨げにならないよう注意されたい。なお、利用者から徴収した料金や企業からの協賛金等を自治体の歳入として取り扱う際は、交付要綱第3条第3項第1号及び第2号の「寄付金その他の収入額」に該当する場合があります。交付金所要額の算定にあたって当該収入額を控除する場合がありますことに留意されたい。

(利用料等に対する補助)

Q42 利用者個人が負担する費用(例:結婚支援センターやマッチングシステム、子育て支援アプリ等の登録料・利用料、体験型イベントの体験料)について、本交付金を活用し補助を行うことは可能か。

A 実施要領において「個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費は対象外としている」ことから、利用者個人が本来負担すべき費用について、金銭給付などの直接的な補助を行うものは本交付金の対象外となる。

(講師謝礼の単価上限)

Q43 セミナーを開催し、講師を委嘱するに当たり、謝礼の金額を自治体の判断で設定してよいか。上限額等の設定はないのか。

A 講演料は、必要最低限度の金額とし、所要額の算定に当たっては、各自治体の財務規則等に定める謝金等の単価を使用するとともに、財務規則等に単価の定めがない費用を算定する場合には、標準価格を調査するなどにより、適正に所要額を算定されたい。

上限額は原則一人一日当たり10万円(税、旅費・交通費等の実費は除く。)とし、想定される講師の単価の設定根拠を計画書に明記されたい(上限額を超える場合は、設定根拠に加え、①当該講師に依頼しなければ事業目的が達成されない理由、②KPIとの関係、③額の先例実績を整理の上、個別に相談されたい。)。また、セミナーの開催等を外部に委託し、委託料の内訳として講師謝礼等に相当する費用を執行する場合も同様の取扱とする。

※ 講師謝礼の総額に旅費等を含む場合は、その内容が明らかとなるよう計画書・実績報告書に記載すること。

(自治体職員の旅費)

Q44 (旅費) 都道府県・市町村職員の旅費は対象となるか。

A 本交付金対象事業を遂行するために直接必要な旅費(例:出前講座の講師に都道府県・市町村職員を派遣する場合の交通費)であれば対象となり得る。ただし、内閣府少子化対策担当が主催する、自治体の本交付金担当者に対する事業説明会(いわゆる「自治体向け説明会」を含む)については、本交付金の対象事業ではないため、本説明会に参加するための旅費は対象外となる。

(事務費の計上)

Q45 (需用費等) 事業ごとに事務費を計上することは可能か。

A 消耗品費(需用費)、通信運搬費(役務費)など、事業遂行のために必要不可欠な事務費について個別事業の取組ごとに計上されたい。なお、需用費として執行が想定される、セミナーやイベント等への参加者に配布する啓発物品や講師の食糧費等に関しては、過剰な利益の提供となることを防止する趣旨から、交付金の対象とできる金額等の取扱は、下表に掲げる範囲内としているため留意されたい。

参加者への啓発物品	金券以外で単価 200 円以下(税別)の一般的なものとし、必要な総数等を含め、個別に判断する
食糧費	原則、対象としない。例外として、 ①講師等の昼食代(終日拘束する場合で常識的な範囲) ②会議等の講師・発言者のお茶代(登壇者に対するペットボトルのお茶や水) に限り、対象とする。

(印刷製本費の執行)

Q46 (需用費) ハンドブックなどの印刷製本費は対象となるか。

A 印刷製本費は対象経費であるが、その額は、事業実施期間内に使用することが見込まれる部数に要する経費を限度とする(ただし、結果として残部が生じた場合であっても、交付金の返還までは求めない)。また、一律での配布は、対象者への効果的観点から、手法においては工夫をされたい。

事業実施に必要な部数か及び事業内容からして適切な配布先かを判断するため、パンフレット、ポスター等の印刷物を作成する場合には、作成部数、配布先及び配布内訳を記載されたい。

(記載例: 市役所関連施設: ●か所×●部、子育て関連施設: ●か所×●部)

(委託料を執行する場合の留意事項)

Q47 (委託料) 委託料に関する留意事項如何。

A 委託料の中に、他の費目に該当する費用(報償費、旅費等)が計上されている場合には各費目の留意事項を満たしているか確認されたい。

あわせて、見積書や積算内訳等により、単価の根拠等を示されたい。

(委託料に含まれる「企画運営費」等の執行)

Q48 (委託料) 委託料に含まれる「企画運営費」等は交付金の対象となるか。

A 事業実施に必要であれば対象経費となるが、「企画運営費」、「一般管理費」等、経費の内容が記載から判断できないものについては、実施計画書へ補足説明を記載されたい。また、併せて、積算式(例: 委託料(税抜)×●%)も記載いただきたい。

(備品購入費の執行)

Q 49 (備品購入費) 本交付金事業を実施するに当たり、備品を購入することは可能か。可能な場合の取扱い如何。

A 備品の購入は原則不可(対象の品が備品に該当するかどうかは、各自治体における規定に基づいて判断されることとなる)。事業実施期間内のリースやレンタルによることが望ましい。なお、事業実施に不可欠な備品等であり、購入以外の手段がなく、やむを得ず購入する場合であっても、価格全体を交付金の対象とせず、当該年度において、事業執行に必要な額を合理的に按分し計上することとなる。

(所有権移転リース契約の締結)

Q 50 (備品購入費、使用料及び賃借料) リース契約の締結について、所有権移転リース契約も可能か。

A 不可。なお、備品購入費による執行も認められないため、所有権移転外リースとして契約されたい。なお、リース契約による場合は、契約単位ごとに単価×日数(月数・回数)等を記載するとともに、単価の設定根拠(例:各自治体の規程、過去の同種同規模事業の実績等)を記載すること。

(工事請負費の執行)

Q 51 (工事請負費) 本交付金において、工事請負費を執行することは可能か。

A 本交付金では、ハード整備を行う事業を対象としていないため執行することは想定されない。

(負担金、補助及び交付金の執行)

Q 52 (負担金、補助及び交付金) 負担金、補助及び交付金を計上する際の留意点はあるか。

A 「委託」ではなく「補助」で実施する理由を示されたい。また、計画書提出にあたっては、補助対象の主体及び選定方法、事業内容、経費内訳等を記載するとともに、補助の根拠となる交付要綱等を添付されたい。また、団体等の「運営」を支援することを目的とした補助事業は原則として対象としない。

なお、補助事業は、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業の一般メニュー「企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援」の活用も可能であるため、併せて検討されたい。

(4) 事業の実施方法

(事業委託先の欠格要件)

Q53 委託先について、実施要領に掲げる欠格要件のほかに、法人の形態や事業内容の要件はあるか。また、研究者個人や株式会社への委託も可能か。

A 委託先の形式要件は、実施要領に掲げる欠格要件（宗教活動や政治的活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体）以外に特段の制約は設けない。したがって、個人や営利企業への委託も可能である。

(委託先選定の留意事項)

Q54 事業の委託先選定に当たっての留意事項は。

A 地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項並びに各自治体が定める契約に関する条例・規則に基づき、競争性のある手続きを原則として、委託先を選定されたい。また、企画競争方式を含む随意契約を選択した場合にあっては、その理由及び事業内容を実績報告書に具体的に記載されたい。

※なお、財務省が実施した「平成 27 年度予算執行調査」において以下の指摘を受けたところであり、各都道府県及び市町村におかれては、競争性のある手続きを徹底されたい。

指摘事項：「イベントなどの外部委託実施に当たっては、一般競争入札や公募型提案など競争性のある調達事例があることから、競争性を検討せずに随意契約を行った事業については、原則として競争性のある調達手続へ移行することで効率的な予算執行を行う必要がある。」

(都道府県から市町村への事業委託)

Q55 都道府県の事業を、交付対象の市町村に委託することは可能か。

A 可能であるが、市町村事業とせず都道府県事業とすることの適切性を示すことが必要。なお、市町村に対して、実質、市町村枠を超える財政支援とならないよう留意願いたい。

※これに対し、都道府県による市町村への補助事業に本交付金を充当することは、国から市町村に対し直接交付することが可能であることから、認められない。

(5) 各事業メニューの留意点

ア 地域結婚支援重点推進事業

(自治体の結婚支援センターの運営費)

Q56 自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）は、運営開始後3か年が補助期限となるのか。

A 自治体の結婚支援センターによる取組を継続的に支援することにより、自治体が行う結婚の希望をかなえる取組の更なる促進を図るため、令和5年度においては、自治体が交付金を活用して結婚の希望をかなえる取組を実施することを要件に、当該自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）をセンター設置の時期に関わらず交付金の対象とする。

なお、「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」を満たすセンターで、他の自治体と連携した取組をしているセンターが対象となることから、これらの要件を満たすセンターであることがわかるように計画書に明記されたい。また、結婚支援センターによる取組を自立的に発展させるための方向性（例：センター利用者の声を踏まえた業務見直し等）を計画書に明記されたい。

※令和6年度においては、自治体が交付金を活用して結婚の希望をかなえる取組に係る重点メニューを実施することを要件とする可能性がある。

(婚活イベントの実施方法)

Q57 婚活イベントは交付対象としてよいか。また実施方法(委託・補助)の制限はあるのか。

A ① 婚活イベントを交付金で実施する際の要件

結婚支援を行うに当たっては、各自治体が地域の実情に照らし、様々な手法を有機的に連携させることで全体として高い効果を挙げるのが重要であることから、単に婚活イベントのみを行う事業は交付対象としない。

例えば、自治体の結婚支援センターへの参加者の登録促進や参加者向けスキルアップセミナー、結婚支援ボランティア等による参加者への相談支援のうち2つ以上の取組が婚活イベントと有機的に連携することで、全体として高い効果が見込まれるのであれば、婚活イベントについて対象とすることが可能である(「交付申請マニュアル」P12参照。マッチングを伴わない出会いの場の創出事業についても同様の考え方)。

なお、上記以外の取組についても、先行する自治体の実績等により高い効果が見込まれるものであることが説明可能な場合は、有機的な連携の対象となる。

② 実施方法の制限

上記のとおり、婚活イベントと他の取組の有機的連携を担保するため、本交付金の対象とする婚活イベントは自治体が主催するもののみとする(ただし、団体等へ委託して実施することは可能)。したがって、補助金による婚活イベントの実施は、自治体が事業の実施主体とならず、有機的連携を図る担保ができないため認められない。

(婚活イベントの対象経費)

Q58 婚活イベントを交付対象とした際、対象とできる経費はどのようなものが含まれるか。

A 対象とできる経費の例として、婚活イベントの会場借上げ費用、機材のレンタル費用、参加者向けスキルアップセミナーの講師費用、講師旅費、婚活イベントの広報費用、他の自治体と共同開催する場合の負担金等がある(これらを業務委託により実施する場合は委託料も対象とできる)。一方、飲食費や体験料、個人の交通費は対象経費として認められないことから、これら補助対象外の経費が含まれていないことを計画書に明記されたい。ただし、外形的には交通費に相当するものであっても、会場費に相当すると認められる経費(例:バス車内で婚活イベントを行う場合のバス代)は、セミナーやイベント等を開催する場合の一人当たりコストの上限を超えない範囲で、例外的に対象とできるため、個別に相談されたい。

なお、交付金活用事業として実施するイベント時間帯におけるアルコール類の提供は、公費を用いたイベントであることを踏まえ、各自治体の規定に基づき適切に判断すること。

イ 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業（自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援）

（取組の内容及び実施要件）

Q59 「自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援」とはどのような取組か、実施にあたっての要件は。

A 企業・団体・学校等が主体となって実施する取組である。実施方法としては、自治体から企業等に対し補助金等を交付して実施することが考えられる。このため、補助の対象や要件等が分かる補助要綱等（概要でも可）を添付されたい。なお、本メニューは、実施事業が次の①から⑥の全てを満たし、アからカのいずれかに該当するものを対象とする。

（実施要件）	（実施内容）
<p>① 自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援であることが計画等に位置付けられ、自治体の結婚の希望を叶える環境整備に向けた課題に対応するための取組であること。</p> <p>② 地域の実情に応じた取組であること。</p> <p>③ 企業の取組については、複数企業等の共同・連携による取組であること。</p> <p>④ 自治体は、企業・団体・学校等に助言を行う窓口を設置すること。</p> <p>⑤ 企業は、社内等に設けられたセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置として設置する相談窓口担当者等の助言を得ること。</p> <p>⑥ 企業・団体・学校等による取組への支援を行う際の補助要綱等の策定に当たっては、男女共同参画部局などの関係部局や有識者等の助言を得ること。</p>	<p>ア 多様なロールモデルの提示などライフプランニング支援</p> <p>イ 希望する者に対する自治体の事業に関する情報提供</p> <p>ウ ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画等の推進に資する多様な交流の機会の提供</p> <p>エ 保育施設等と地域・近隣住民との共生、課題解決に向けた取組</p> <p>オ 仕事と結婚・子育てとの両立支援のための環境整備</p> <p>カ その他、効果的な取組</p>

(具体的な取組内容)

Q60 具体的にどのような取組が対象となるのか。

A 企業・団体・学校等の自主的な参加を得た取組としては以下のような取組が想定される。

(事業メニューと取組例)

事業メニュー	取組の例
多様なロールモデルの提示などライフプランニング支援	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の企業や団体、大学、大学コンソーシアム等が実施するライフプランニング、キャリア形成講座 ・大学生等が中高生向けの乳幼児触れ合い体験を企画し、乳幼児や親との交流を通じて育児と仕事の両立などのライフプランを考える取組
希望する者に対する自治体の事業に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所が会員企業の独身者向けにイベント情報を提供するアプリの構築
ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画等の推進に資する多様な交流の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・複数企業や団体が実施する家事力アップ講座や料理教室などの実習を通じて交流の場を提供する取組 ・団体や大学等が実施する地域の少子化対策に資する活動を通じて交流の場を提供する取組 <p>※交流で扱うテーマがワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画等の推進など、性別役割分担意識の解消や働き方改革等に資する内容であること。</p>
保育施設等と地域・近隣住民との共生、課題解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等と地域・近隣住民とのコミュニケーションを図るための交流活動
仕事と結婚・子育てとの両立支援のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上司が共働きの従業員の家庭において保育園等のお迎え等を体験することを通して、多様な子育ての実情を理解するイクボス育成の取組 ・大学生等による仕事と結婚・子育てとの両立支援の提言
その他、効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会や農協等による結婚支援窓口（マッチング支援、相談等）の設置、結婚セミナーの開催

(補助率・補助額の設定)

Q 61 自治体が定める要綱において、企業・団体・学校等への補助率又は補助額については自由に設定して差し支えないか。

A 地域の実情に応じて設定されたい。

(連携する複数企業の数)

Q 62 「複数企業等の共同・連携による取組であること」とされているが、複数企業の下限等はあるか。

A 1社のみを取組を支援することは、特定の企業を利することとなり、本交付金の趣旨にそぐわないため認められず、3社以上の取組を対象とする。また、構成する企業等がグループ会社等であっても、それぞれ独立した意思決定権を持ち、別人格の企業の連携であれば対象とできる。

なお、それぞれ企業等から意思決定及び会計が独立した任意団体を複数企業が立ち上げた場合は、当該企業等と別人格の「団体」となり、「1団体」として補助の対象となる。

(3社未満の実施)

Q 63 「複数企業等の共同・連携」が要件になっているが、補助事業者を公募により選定した結果、1社のみしか応募がなかった場合は、当該要件により対象とならないということか。

A 公平・公正な方法により選定された場合であっても、3社未満の実施は対象とならない。

(婚活支援や子育て支援を主たる業務とする企業等との連携)

Q 64 婚活支援を主たる業務とする企業が行う地域の独身者向けの結婚支援事業や、子育て支援を主たる業務とする企業が行う子育て支援事業は対象となるか。

A 婚活支援や子育て支援を主たる業務とする企業が、当該業務に関連して営利事業を行う場合は対象とならない。

(補助対象の団体の要件)

Q65 対象となる団体の要件は何か。

- A 非営利団体であり、次に掲げる要件を全て満たすものである。
- ア 自治体の補助事業を実施する体制が確保されていること
 - イ 団体として独立した経理を行っていること
 - ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

(団体、学校と連携する場合の団体・学校数)

Q66 団体、学校の場合は1団体、1校でも対象となるか。

- A 対象となる。

(婚活支援や子育て支援を主たる業務とする公益団体・非営利団体との連携)

Q67 婚活支援や子育て支援を主たる業務とする公益法人や NPO 法人等の非営利団体が行う取組は対象となるか。

- A 対象となる。

4. 地域結婚支援重点推進事業 重点メニュー

(1) 総論

(重点メニューの趣旨)

Q68 「重点メニュー」の趣旨は。

A 他の自治体のこれまでの少子化対策の取組の中から発掘された優良事例(効果が認められた事例)等のうち、特に、先駆的・広域的な取組など重点的に推進すべき内容を「重点メニュー」と位置づけ、自治体における取組の広がりを重点的に支援するものである。

(一般メニューとの違い)

Q69 「一般メニュー」と「重点メニュー」の違いは何か。

A 重点メニューでは、協議会等の設置やセミナー・フォーラム等の開催、住民に対する周知広報など、事業内容に応じ、事業実施とあわせて取り組むべき要件を設定している。

(本交付金を活用しない事業との連携)

Q70 複数の取組を併せて実施することを要件とする重点メニューについて、そのいずれかを本交付金を活用せず実施する場合でも、重点化の対象となるか。

A いずれかの取組を自治体が単費負担する場合で、その事業の主目的がメニューに則したものであれば、重点化の対象となる。

ただし、計画書には、本交付金を活用しない取組も含めて内容を記載するものとし、取組全体として審査を受ける必要があるので留意されたい。

また、本交付金を活用しない取組についても、取組内容の変更を検討する場合は、必ず事前に相談されたい。

(重点メニューの対象経費の考え方)

Q71 重点メニューの補助対象となる対象経費などは、一般メニューと異なるのか。

A 対象とできる経費や事業の実施方法などは一般メニューと同じ基準による。

(重点メニューを継続実施する場合のステップアップ)

Q72 令和4年度補正予算事業では、令和3年度補正事業と同一・類似の重点メニューが掲げられているが、自治体と同メニューを前年度に引き続き活用する場合は、ステップアップが必要か。

A 重点メニューを前年度に引き続き活用する場合も、一般メニューと同様に、ステップアップの要件を満たす必要がある。

(一般メニューとしての実施)

Q73 重点メニューに掲げられている事業を、事業実施とあわせて取り組むべき各種要件を省略して、一般メニューとして実施することは可能か。

A 可能である。

(協議会等の開催に必要な経費の計上)

Q74 都道府県が結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)の要件である協議会等を開催するために必要な経費は、都道府県が「自治体間連携を伴う取組に対する支援」メニューの取組を実施する場合は当該取組の計画書に計上できるが、都道府県がその他の重点メニューの取組を実施する場合には、それぞれの取組の計画書に計上することは可能か。

A 可能である。

なお、「自治体間連携を伴う取組に対する支援」メニューの協議会等の要件は、参加自治体により構成される地域が抱える課題を解決する場として、当該事業の実施方法や効果だけでなく、当該地域における地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する場とすることである。

また、「結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)」の協議会等には、上記に加え、管内全市町村により構成することと、結婚新生活支援事業を実施する市町村の面的な拡大方策を議論することが求められる。

これらの要件を満たす協議会等であることがわかるように計画書に明記されたい。

(2) 自治体間連携を伴う取組に対する支援

(自治体間連携の内容)

Q75 「自治体間連携を伴う取組に対する支援」とは、どのような取組か。

A 複数の自治体による広域的な取組は、各自治体単独の取組よりも効果的・効率的であることから、こうした自治体間連携を伴う取組を重点的に支援する目的で実施するもの。対象となる取組は、「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」の全般とし、都道府県と市町村、都道府県間又は市町村間等の複数の自治体が連携した取組であって、連携により効果的・効率的となることが見込まれる取組をいう。

(連携の要件)

Q76 自治体間の「連携」にあたっての要件は何か。

A 実施要領別記に記載のとおり、「参加自治体により構成される地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等）」、「参加自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）」である。

協議会等は、オンラインを含め既存の会議等の場を活用しても差し支えないが、当該事業の実施方法や効果だけでなく、当該地域における地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する場とすることが求められるため、これらの要件に該当する協議会等であることがわかるように計画書に明記されたい。

また、「実質的な協働」にあたっては、単に「関係者が協力して取り組む」といった抽象的な連携でなく、自治体間の役割分担により、費用や役務を参加自治体がそれぞれ負担していること等が必要であることから、連携する各自治体の役割分担の内容がわかるように計画書に明記されたい。

(連携する自治体の数)

Q77 連携する自治体数の上限や下限は設定されているのか。また、都道府県を超えた連携は対象となるのか。

A 連携する自治体数の上限及び下限は設定していない。また、連携は同一都道府県内の自治体間に限定するものではなく、複数の都道府県の連携や都道府県を跨いだ市町村の連携等も対象となり得る。本メニューは、自治体単独で実施した場合と比較して、効果的・効率的な取組となることを目指したものであり、その趣旨に適った連携方法をとられたい。

(従来から実施している連携)

Q78 従来から自治体間連携により実施していた事業についても、重点メニューとして本メニューの対象となるのか。

A 既に実施されている自治体間連携であっても、重点メニューの要件を満たし、地域の実情と課題に応じたステップアップを行った場合、自治体間連携を伴う部分について、補助率のかさ上げの対象となる。

(交付金未活用自治体との連携)

Q79 本交付金を活用せず事業を実施している自治体との連携も対象となるのか。

A 本メニューにおいては、2つ以上の自治体の本交付金を活用して事業を実施する必要がある。なお、本交付金を活用せずに事業を実施している自治体が、連携の取組に参加することは差し支えない。

(3) AIを始めとするマッチングシステムの高度化

(対象となる取組の範囲)

Q80 当該メニューは、既存システムの高度化のみが対象であり、新規導入は対象とならないのか。

A 当該メニューは「既存システムの改修及び新たなシステムの構築」を対象としており、新規導入についても対象となる。

(対象となる施設の範囲)

Q81 当該メニューは、自治体の結婚支援センターで使用するシステムのみが対象であり、他施設のシステムは対象とならないのか。

A 結婚の希望をかなえるための、公的な支援に取り組むべきとの声も多いことを踏まえ、自治体の結婚支援センターによる取組を推進していることから、当該メニューは自治体の結婚支援センターで使用するシステムを想定している。

(AI活用やビッグデータ連携以外の重点化)

Q82 AI活用やビッグデータ連携に頼らない新たなシステムを導入したいと考えているが、重点化の対象となるか。

A マッチングシステムにおけるAI活用やビッグデータ連携については、先行する導入事例により、マッチング割合を高める効果が高く見込まれることが判明しているため今回重点的に支援を行うものであるが、これ以外のシステムについても、利用者のマッチング可能性を高めることがその導入実績等により説明可能な場合は、重点化の対象となる。

(システム関係以外の経費)

Q83 システムの高度化(導入・改良)に係る経費のみが対象となるのか。

A システムを活用した効果的な相談業務について、結婚支援センターの職員や相談員の研修・育成を行うなど、高度化したシステムを用いて、利用者のマッチングの可能性を高めるための取組についても対象となる。

(4) オンラインによる結婚相談・伴走型支援

(オンラインのみによる結婚相談・伴走型支援)

Q84 オンラインによる体制の整備だけでも、当該メニューの対象となるか。

A オンラインのみによる結婚相談・伴走型支援は、当該メニューの対象とならない。結婚に関する相談や相談員による伴走型支援について、相談者が対面・オンラインを自由に選択できる体制を整備する必要がある。

(オンライン婚活イベントの開催)

Q85 オンライン婚活イベントを開催したいが、当該メニューの対象となるか。

A 対面でもオンラインでも実施できる相談員による結婚相談・伴走型支援と有機的に連携したオンライン婚活イベントについては対象となる。ただし、婚活イベントについては、2つ以上の取組との有機的な連携が必要であることに留意されたい。

(対面式の婚活イベントの開催)

Q86 オンライン婚活イベントは開催せず、対面式の婚活イベントだけ開催したいが、当該メニューの対象となるか。

A 対象とならない。オンライン婚活イベントについては、先行する自治体の事例により、対面型の婚活イベントのカップル成立率が約3割だったのに対し、オンライン婚活イベントのカップル成立率は約5割に達したこと等を踏まえて、今回重点的に支援を行うものである。

ただし、オンライン婚活イベントの開催に加えて対面式の婚活イベントも開催する場合であって、対面式の婚活イベントを開催できない場合はオンラインに切り替えて開催することで、コロナ禍でも切れ目ない支援を行う取組については対象となることから、これらの要件を満たす取組であることがわかるように計画書に明記されたい。

(婚活イベントのためだけの相談支援体制)

Q87 オンライン婚活イベントのためだけに、対面でもオンラインでも実施できる相談支援体制を構築する取組は、当該メニューの対象となるか。

A 対象とならない。結婚の希望をかなえるためには、自治体の結婚支援センターによるAIの活用だけでなく、結婚支援ボランティア等による丁寧なサポートを組み合わせることが重要であることから、当該メニューは結婚支援ボランティア等による相談支援体制の整備を想定している。

(2つ以上の取組との有機的な連携)

Q88 相談員による結婚相談・伴走型支援の体制についてイベント参加者へ周知するだけでも、有機的な連携の対象となるか。

A 対象とならない。国立社会保障・人口問題研究所の「第16回出生動向基本調査」によれば、平均交際期間は4.3年(過去5年間に結婚した初婚どうしの夫婦)であり、結婚の希望をかなえるためには、結婚支援ボランティア等がイベントに関わることによって、イベント後の丁寧なサポートにつなげることが重要である。

(5) 結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成

(育成計画)

Q 89 「相談員の育成計画」とは何か。

A 結婚支援ボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識、能力やその育成方法等を明確化した内閣府策定のモデルプログラムを活用し、地域や結婚を希望する者の実情に応じて結婚支援ボランティア等の募集・研修・相談業務等を一体とした取組を計画するもの。

(マニュアル等の活用)

Q 90 既に、自治体や結婚支援センターでマニュアル等を策定しているが、必ず内閣府策定のガイドブックやマニュアルを活用する必要があるか。

A 内閣府作成のガイドブックやマニュアルをそのまま全部使う必要はなく、地域の実情に応じて自治体のマニュアルに追加することや補足のデータとして活用することは可。ただし、「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」に準ずる内容とすること。

(相談支援の実施)

Q 91 研修等に要する費用だけではなく、相談員が実際に相談支援を実施するために必要な経費も計上できるか。

A 当該相談支援の実施が、内閣府に提出する相談員の育成計画の工程の一つとして位置づけられる場合には、当該取組の経費として計上して差し支えない。

(6) 若い世代向けのライフデザインセミナー

(ライフデザインセミナーの内容)

Q 92 ライフデザインセミナーについてはどのような取組が対象となるのか。

A 学生や若い世代が、結婚、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を積極的に提供することにより、個々人の希望の実現につなげることを想定しており、単なる情報の周知に留まる取組は要件を満たさない。

(対象が限定される取組の実施)

Q 93 性別により対象を限定した取組や、特定のライフイベントにテーマを絞った取組は対象となるか。

A 対象とならない。結婚の希望の現時点での有無に関わらず、広く若い世代に将来のライフイベントについて考える機会を提供し、結婚の希望を含め個々人の希望の実現につなげることを目的に行うものであることから、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランスなど、性別に関わらず将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できる総合的な内容とすること。

なお、結婚、子育てが個人の自由な意思決定に基づくものであることは当然の前提であり、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないよう留意すること。

5. 結婚支援コンシェルジュ事業

(コンシェルジュの人材候補)

Q94 結婚支援コンシェルジュはどのような人を想定しているか。

A 各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の関係者の連携強化を担うことのできる者を想定している。

雇用形態はフルタイム又はパートタイムとし、人数については地域の実情と課題に応じて複数人も可とする。雇用形態や配置先、人数、複数人の場合の役割分担等がわかるように計画書に明記されたい。

(直接雇用の必要性)

Q95 都道府県が直接雇用する必要があるか。

A 各都道府県で会計年度任用職員等として直接雇用するほか、実施要領に掲げる取組を実施できるのであれば、自治体の結婚支援センターや民間事業者への委託も可とする。

(要領に掲げるその他の業務)

Q96 実施要領の「(5) その他、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するために必要と認められる業務」とは何か。

A 実施要領の(1)から(4)に掲げる取組は必須であるが、地域の実情と課題に応じて、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の関係者の連携を強化するために必要な取組であれば、(5)の業務を追加することも可とする。

具体的には、管内市区町村間情報交換会の実施や、各都道府県が主催し管内市区町村等が参加するイベント、セミナーへの助言・立会等による協力等、各市町村が直接関わる取組のほか、他の都道府県と連携したイベント、セミナーへの助言・立会等による協力等を想定しており、単に結婚支援センター主催の婚活イベントに協力する取組などは、本メニューの対象とならない。

また、内閣府が実施するコンシェルジュ会議に参加し、他自治体との知見の共有に協力することが必要である。

実施要領の(5)として想定される具体的な業務は、計画書に明記するほか、各都道府県で定めるコンシェルジュ活動要領等に記載されたい。

(補助対象費用の範囲)

Q97 補助対象費用の範囲は。

A 原則として結婚支援コンシェルジュの person 費及び活動に係る旅費とする。

(全市区町村への働きかけ)

Q98 年度内の管内全市区町村への働きかけは必須か。

A 年度内に全市区町村に働きかけをすることを想定しているが、地域の実情と課題に応じて、既存の会議等の場を活用するなど、各市町村の結婚支援に資する効果的な働きかけとなるよう、手法については工夫されたい。また、活動実施報告書等により、全市区町村に働きかけを行った実績を含め活動内容を把握されたい。

(雇用開始時期)

Q99 4月1日時点で雇用していなければならないか。

A 年度内に実施要領に掲げる取組を実施できるのであれば、年度途中からの雇用も可とする。

(一般メニューとしての実施)

Q100 実施要領に掲げる取組の一部だけを、全市区町村への働きかけ等の各種要件を省略して、一般メニューとして実施することは可能か。

A 可能である。ただし、内閣府が実施するコンシェルジュ会議に参加し、他自治体との知見の共有に協力されたい。

6. 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー

(1) 総論

(2) 自治体間連携を伴う取組に対する支援

※「地域結婚支援重点推進事業」を参照

(3) 若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等

(自治体独自の取組との連携)

Q101 既に自治体が独自で行っている結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等の事業については、国の少子化対策の取組と連携する要素を新たに取り入れなければ本メニューの対象とならないのか。

A 既に実施されている自治体独自の取組であっても、重点メニューの要件を満たし、国の少子化対策の取組と連携する要素を新たに取り入れた場合、本メニューの対象となる。

(国の取組との連携方法)

Q102 国の取組との連携は、具体的にどのように行えばよいのか。「実質的な協働」(費用、役務の分担)が必要となるのか。

A 国の取組内容について周知し、理解促進を促す要素が含まれていれば足りる。ただし、「家族の日」・「家族の週間」と連携した取組については、11月に実施することが要件となる。

(国の調査結果)

Q103 少子化の進行が地域の社会経済にもたらす影響について、国の調査結果も踏まえた情報発信が求められているが、具体的に想定している調査はあるのか。

A 令和4年度に内閣府が実施した「少子化が我が国の社会経済に与える影響に関する調査」等を想定している。

(4) 男性の育休取得と家事・育児参画促進

(企業に対する取組の要件)

Q 104 企業に対する取組は、「男性の育児休業取得や家事・育児参画に関心の低い企業にも参画を促す取組とすること」とされているが、具体的にどのような取組が要件を満たすか。

A 地域経済団体との連携や既存の会議の場の活用等により、幅広い企業に対して呼びかけることで、男性の育児休業取得や家事・育児参画に関心の高い企業だけでなく、関心のない企業にも参画を促す取組とする必要がある。

(企業への補助金)

Q 105 男性の育児参画に取り組む企業に対し、自治体から補助金を支出する事業を、本メニューにおける対企業の取組とすることはできるか。

A 男性の家事・育児参画に関心のない企業にも参画を促す取組であれば、対企業の取組として位置付けできる。なお、本交付金を活用した企業等への補助事業については、一般メニュー「自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援」の取扱いに準ずる。

(当事者に対する取組の要件)

Q 106 当事者に対する取組は、「家事・育児の参画を促す取組とすること」とされているが、具体的にどのような取組が要件を満たすか。

A 男性の家事・育児参画の両方を促す取組とする必要がある。

(当事者に対する情報の周知)

Q 107 当事者に対する取組として、機運醸成キャンペーンや動画配信のような取組でも要件を満たすか。

A 当事者の参加や行動を伴う取組を想定しており、単なる情報の周知に留まる取組は要件を満たさない。

(子育て支援サービス等の利用料金)

Q 108 対当事者の取組として、子育て支援サービス等の体験支援を実施する場合、当該サービスの利用料金は交付金の対象となるのか。

A 対象とならない。

(地域子ども・子育て支援事業(13事業)の利用料)

Q 109 子育て支援サービス等の体験支援において、地域子ども・子育て支援事業(13事業)を対象とできるか。

A 本交付金の申請においては、他の国庫補助と重複する場合は想定されず、対象とできない。

(5)子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築

(情報配信や相談体制の構築における留意点)

Q110 情報配信や相談体制の構築にあたって、留意すべき点はあるか。

A 情報配信にあたっては、ターゲットを限定することなく、地域における子育て支援情報等を幅広く配信すること。

相談体制の構築にあたっては、医学的な分野や経済的な分野等の特定の分野に限定することなく、子育てに関する一般的な問い合わせに対応可能な体制を構築すること。

(A I 活用によらない相談体制の構築)

Q111 既にA I 活用によらない相談体制を構築済みであるが、対象とならないのか。

A 当該メニューの趣旨は、子育て世代にとって利用しやすい形での情報発信・相談体制の実施であり、この観点からスマートフォンアプリやSNSといったICT媒体を活用した情報発信・相談体制は必須である。また、相談体制の構築にあたりA I の活用を必須とするものではないが、相談者が事前予約せずとも、原則週7日いつでも相談ができ、24時間以内に子育てに関する一般的な疑問や不安を解決できるための工夫や体制整備は必要となる。

(24時間以内に回答できない場合)

Q112 システムメンテナンス等のやむを得ない事情で24時間以内に回答できない場合があってもよいか。

A 原則として週7日の相談体制が構築されていれば、システムメンテナンス等のやむを得ない事情で24時間以内に回答できない場合があってもよいが、必要最小限の日数となるように調整されたい。

また、その場合には、相談者が休止期間中に利用できる他の窓口を、利用者にわかりやすい形で周知することなどにより、利便性を損なわないように留意されたい。

(6) 多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備

(実施する外出・移動支援の数)

Q113 取り組む外出支援の数の下限・上限はあるのか。

- A 多様な外出・移動支援を情報提供とあわせて実施することで、地域全体で子育てを応援する機運を醸成することが、本メニューの目的である。したがって、1種類の移動・外出支援の取組のみでは目的を達するに十分でないため、少なくとも2種類以上の移動・外出支援の取組を行う必要がある。

(外出・移動支援の実施規模)

Q114 子連れ専用・優先レーンや優先駐車場・エレベータの設置に係る最低設置数(何メートル以上、何か所以上など)の基準はあるのか。

- A 地域全体で子育てを応援する機運を醸成することを目的としたメニューであることから、複数の主体により複数個所で展開される中で、具体的な実施規模は、地域の実情・課題に応じて事例ごとに判断する。最低設置数等の設定はないが、取組が面的に広がっており機運醸成につながるよう留意されたい。

(既存の外出・移動支援の取扱)

Q115 既に実施している赤ちゃんの駅など既存の外出・移動支援の取組を含めて交付金の対象とすることはできるのか。

- A 既に実施している取組も含めて、本メニューの対象とすることは可能であるが、その場合においても、ステップアップの要件を満たした取組のみが交付金の対象となる。

(公共施設での実施)

Q116 子連れ専用・優先レーンや優先駐車場、エレベータ等の設置は市役所庁舎などの公共施設での取組も対象となるのか。

- A 地域全体で子育てを応援する機運を醸成することを目的としたメニューであり、公共施設での実施費用は対象とならない。

また、施設整備及び備品購入に要する経費は、本メニューに限らず交付金による補助の対象外であるため、例えば、駐車場、エレベータの専用・優先化に係る経費(案内板の設置、舗装及び塗料の工事経費など)は対象外である(対象となるのは、例えば町ぐるみで取り組んでいることを示す普及啓発費(認定証・マークやマップの作製、配布など)。

(ボランティア活動のサポート)

Q117 ボランティア活動のサポートの実施は必須か。

A 必須ではないが、本メニューは、子連れ世帯の外出支援の1つとして、地域の子育て支援ボランティアによるサポート体制の充実を図っているため、必要に応じて対応されたい。

(マップの作製)

Q118 マップによる設置場所、空き情報等の情報提供は必須か。

A 本メニューは、外出・移動支援の実施に留まることなく、所在地等の情報提供を同時に実施することで子連れ世帯への支援の基盤を設けるものであり、設置場所や空き情報等を表示したマップの構築・作成等、地域の実情に応じた方法により、地域世帯全体を対象とした情報提供は必須である。

(7) 多様な働き方の実践モデルの取組

(実施する事業の数)

Q119 3つの事業（子連れテレワーク、子連れコワーク、子連れ出勤）全てを同時に実施する必要があるのか。

A 子育てに優しい職場環境づくりがメニューの目的であり、「子連れテレワーク」、「子連れコワーク」又は「子連れ出勤」のいずれか1つを実施することで可。

ただし実施に際しては、多様な働き方の選択肢の普及のため、単に子連れテレワークや子連れコワークのみ実施するのではなく、モデル実施を踏まえた環境整備及び他の企業や地域における取組の普及が必要である。なお、地域の実情に応じ、3つの事業のうち複数実施することも差し支えない。

(当該メニュー実施上の留意事項)

Q120 当該メニュー実施に当たっての留意事項は。

A 多様な働き方の選択肢の普及を目的に行うものであり、利用者は主に母親であるという前提で実施することは適切ではない。

また、子供が職場で過ごすに当たって、保育所等における基準等を参考に安全面に十分配慮した運用を行うとともに、認可外保育施設としての届出義務（児童福祉法第59条の2）が生じる場合は都道府県等への届出を遺漏なく実施するよう留意されたい。

(子連れテレワークの対象経費)

Q121 子連れテレワークの取組における交付金対象経費の範囲は。

A 企業の選定に要する費用、実施体制構築にかかるコンサルタント費用、モデル実施にかかる機器のリース費用、事業期間中の通信等に係る費用を想定している。

(8) ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

(「地域少子化対策ツール」を活用した取組)

Q122 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局による「地域少子化対策評価ツール」を活用した取組は対象となるか。

A 別に実施要領に定める要件を満たす場合には、「地域少子化対策評価ツール」を活用した取組についても対象となる。

(ICT活用、民間事業者との連携)

Q123 調査研究の内容にICT活用や民間事業者との連携を盛り込む必要があるか。

A 必ずしもICT活用や民間事業者との連携を盛り込む必要はないが、地域の実情・課題を踏まえ、どのような調査を行う必要があるか検討すること。
また、有識者会議の開催は必須ではないが、調査研究結果を踏まえ、地域における少子化対策の効果を上げるための戦略を策定するなど、次年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組を対象としていることから、単にアンケート調査を行う取組などは、本メニューの対象とならない。

(年度内の戦略づくり)

Q124 調査研究結果を踏まえた戦略づくりまで、年度内に行う必要があるか。

A 本メニューは、調査結果を踏まえて、次年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組を支援するものであることから、必ずしも年度内に戦略づくりまで行う必要はないが、年度内に次年度事業の実施に向けた方向性を示すものとされたい。

7. 結婚新生活支援事業

(1) 総論

(事業の継続実施)

Q125 前年度も結婚新生活支援事業費補助金を活用して事業を実施した自治体が、引き続き本交付金を活用して同事業を実施する場合の留意点は。

A 事業の継続に当たっては、前年度以前の事業の実施状況を踏まえ、より事業の効果が高まるよう、他の事業との連携、広報活動等の工夫を検討するとともに、事業開始後の年数に応じたKPI数値目標を設定されたい。

(交付までの流れ)

Q126 交付決定を待たずに事業を執行することは可能か。

A 不可。ただし、内示以降の広報については、事業費を伴わない場合、積極的に行うことが望ましい。なお、年度途中に交付決定金額の増額や補助基準の変更等に伴う変更申請を行った場合も同様に、変更交付決定日以降において、増額分の執行や変更後の補助基準に基づく執行が可能となる点に留意されたい。

(要綱に記載すべき内容)

Q127 自治体が制定する要綱に記載しなければならない内容はあるか。

A 事業目的として「少子化対策」や「経済的不安の軽減」などの文言を要綱中に明記されたい。

なお、事業目的に「移住・定住促進」を含むことは差し支えないが、事業目的を「移住・定住促進のみ」とすることは認められない。

(対象費用に対する既存の補助事業との重複)

Q128 各自治体において、対象費用を補助する既存事業がある場合、既存事業は補助の対象となるのか。

A 既存事業については補助の対象とならない。ただし、既存の事業に上乗せを行った場合は上乗せ分のみを、既存の事業を見直して新規に事業を行う場合は全体を補助の対象とする。

(実施内容の限定)

Q 129 実施する事業を一部に限定すること(例えば、「新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援」のみを実施することや、「新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援」のみを実施すること)は可能か。

A 可能である。

(対象費目の限定)

Q 130 対象費目を一部に限定すること(例えば、「婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用」のうち、賃料のみを対象とすること等)又は独自に追加すること(例えば、電化製品の購入費を対象に追加すること等)は可能か。独自に追加する場合、追加費目は補助の対象となるか。

A 対象費目を一部に限定又は独自に追加することは可能である。ただし、独自に追加した費目は本交付金の補助対象とならない。

(挙証資料等の都道府県への提出)

Q 131 市町村が事業実施主体の場合、課税(所得)証明書等、申請者から提出された挙証書類については、都道府県に提出する必要があるのか。

A 挙証資料の提出は不要である。ただし、都道府県は、市町村において事業が適切に実施されているかについて、各都道府県が定める補助金交付要綱等に基づき適宜確認されたい。

(補助対象外事業の事後評価)

Q 132 補助対象外の事業についてもアウトプット指標、アウトカム指標が必要か。

A 記載する必要はない。

(2) 要件の設定

(独自要件の設定)

Q133 補助上限額、所得要件及び年齢要件を自治体が独自に設定（引き下げ・引き上げ）することは可能か。

A 可能である。この場合、事業実施計画書にその内容を記載されたい。ただし、交付要綱に定める基準額を上回る額並びに所得要件及び年齢要件（世帯の所得が500万円未満かつ夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下）を満たさない世帯への補助は、本交付金の補助対象とはならない。

(対象者の限定＜居住地＞)

Q134 自治体内の一部地域に居住する場合に限定して補助事業を実施してもよいか。

A 差し支えない。ただし、事業実施計画書において政策目的を記載すること。

(対象者の限定＜定住期間＞)

Q135 補助対象者を○年以上定住している者や○年以上定住する意思がある者に限定してもよいか。

A 差し支えない。

(対象者の限定＜転入者＞)

Q136 自治体外からの転入者のみを対象としてもよいか。

A 差し支えない。

(対象者の限定＜職種＞)

Q137 保育士等一部の職種のみを対象、又は公務員等一部の職種は対象外としてもよいか。

A 原則不可。

(3) 要件の確認

ア 所得

(所得の定義)

Q138 所得とはいったい何を指すのか。

A 所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額の夫婦合算による。個人に複数の所得がある場合(例:給与収入と一時所得など)はこれらを合算する。なお、令和5年度より、申請の時点において有職、無職に関わらず、夫婦合算の所得とする。

- ・給与所得者の場合:1年間の給与等の収入金額-給与所得控除額
- ・自営業者の場合:1年間の売上金額-必要経費

(所得確認の時点)

Q139 所得は、どの時点の課税(所得)証明書に基づいて確認すればよいか。

A 申請の時点で発行されている直近の課税(所得)証明書により確認されたい。

(所得判定の際に控除できる貸与型奨学金の返済期間)

Q140 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでか。

A 課税(所得)証明書の期間と同一期間である。

(貸与型奨学金の年間返済額の確認方法)

Q141 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいか。

A 奨学金返還証明書により確認することが望ましいが、同証明書の提出が困難な場合には、通帳等による返済額の確認でも差し支えない。

(日本国内で課税されていない場合の所得の確認方法)

Q142 1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税(所得)証明書が取得できない場合の所得は、どのように確認したら良いか。

A 住民票の写し等で、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認の上、当該年の収入が確認できる資料(給与明細等)により、所得額を推計されたい。推計に当たっては課税基準日時点の為替レートを基準にする等、各自治体において適切な方法を採用されたい。また、収入がない者は、無収入である旨の申告書(任意様式)の提出により確認されたい。

イ 年齢

(婚姻日時点の年齢確認の方法)

Q143 夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認すればよいか。

A 戸籍抄本や婚姻証明書等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により確認されたい。その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることに留意されたい。

ウ 期間

(申請可能な期間、家賃・引越費用等の期間)

Q144 補助対象者が「婚姻日」、補助対象となる「住宅購入、リフォーム、賃貸借契約締結、引越の期間」、「支払期間」、の考え方は。また、期間を自治体で変更して差支えないか。

A 補助対象者の「婚姻日」は、「事業実施年度の3月1日から、事業実施年度末日まで」の期間であり、補助対象となる「支払期間」は、「事業実施年度の4月1日から、事業実施年度末日まで」の期間であり、「住宅購入、賃貸借契約締結、引越の期間」は、「事業実施年度末日まで」の期間において、自治体が設定して差支えない。

(参考) 令和5年度事業実施分の対象期間

婚姻期間 (令和5年度事業の新規対象世帯)	令和5年3月1日から令和6年3月31日まで
対象事業期間 住宅購入、リフォーム (※)、賃貸借契約締結及び引越の期間	令和6年3月31日まで
支払期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※婚姻前の住宅購入、リフォーム

住宅購入:婚姻日から1年以内を取得したもの(引き渡し証明書等により確認)

リフォーム:婚姻日から1年以内実施(発注契約)したもの

(契約書、請書により確認)

(継続補助の対象期間)

Q 145 前年度上限額に達しなかった夫婦の対象期間は。また継続補助を行わないことも可能か。

A 当該年度実施分の対象事業期間、支払期間と同様(Q144参照)とし、婚姻日の属する年度の翌年度に限り、昨年度の上限度まで継続して補助を行うことができる。継続補助の実施有無については自治体により設定して差し支えない。

(継続補助の対象となる夫婦)

Q 146 前年度受給実績のない夫婦についても継続補助として受け付けることは可能か。

A 可能である。ただし、前年度において、当該夫婦が年齢、所得等の要件を満たしていることを確認し、自治体の要綱により補助対象世帯として決定を行う必要がある。

(継続補助の補助上限額)

Q 147 夫婦の年齢要件、連携コースへの移行等により、前年度と当該年度の補助上限額が異なる場合はいずれの補助上限額を適用させるのか。

A 前年度の補助上限額とする。また、当該年度で年齢要件から外れる場合も対象として差し支えない。ただし、本交付金の補助率は当該年度分が適用される。

(継続補助の補助対象費目)

Q 148 補助対象費目は、前年度と当該年度いずれを適用させるのか。

A 前年度の補助対象費目とする。

(前年度受給した夫婦の申請)

Q 149 継続補助の対象となる夫婦は再度要件等の確認が必要か。

A 年齢要件及び所得要件の確認は省略して差し支えない。対象となる夫婦の交付申請、実績報告等の手続きについては、各自治体の要綱に基づき実施されたい。

(4) 世帯の状況、対象費目等

(複数回転居した場合の取扱)

Q 150 事業実施期間内に複数回転居した場合は、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象となるのか。

A 同一の自治体への申請かつ補助上限額の範囲内の申請の場合に限り、2回目以降の転居を補助の対象とできる。

(対象者の国籍)

Q 151 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となるか。

A 対象となる。(本補助事業に国籍要件は設定しない)

(再婚世帯の場合の取扱)

Q 152 再婚の世帯も補助の対象となるか。

A 補助の対象となる。ただし、夫婦の一方又は双方が本交付金による補助を過去に受けたことがある場合(他の自治体での補助を含む)は補助の対象とならないため、申請者に過去の受給の有無を確認されたい(申請書にチェック欄を設ける等により確認する方法などが考えられる)。

(生活保護世帯の取扱)

Q 153 生活保護受給世帯は対象となるか。

A 対象となる。ただし、本交付金の対象となる経費(住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用)について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については本交付金の対象外である。
また、生活保護制度における本補助金の収入としての取扱は、各自治体の生活保護所管部署に確認の上、適切に処理されたい。

(公営住宅等に居住している場合の取扱)

Q 154 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となるか。

A 対象となる。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とする。

(婚姻前から居住していた物件で同居する場合の賃借費用)

Q 155 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となるか。

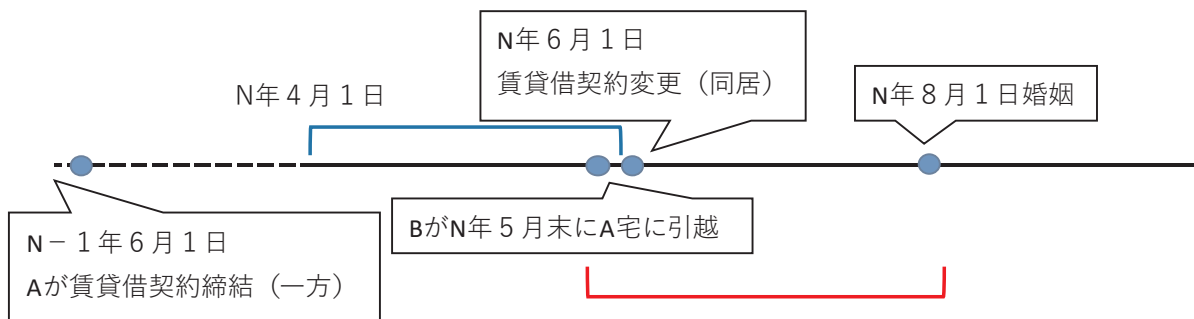
A いずれの場合も対象となる。ただし、補助対象となるのは、①夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また②婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限る。一方、③婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日(賃貸借契約日)から補助対象となる。(次頁参照)

(婚姻前から同居している場合 パターン①夫婦の一方Aが婚姻前から賃借している物件にもう一方Bが入居)

賃貸借契約締結（一方）：夫婦の一方の居所として賃貸借契約を締結したものをいう

賃貸借契約変更（同居）：上記の賃貸借契約書を変更し、夫婦の氏名が記載されているものをいう

※ 里帰り出産、単身赴任等やむを得ない事情により同居実態がない場合であっても、契約書に夫婦の記載がある限り同居として認めることを妨げない。（以下同じ）



Q. AのN年4月1日～N年6月1日までの家賃は対象となるか。

A. 対象とならない。

Q. BのN年5月末の引越費用、同居開始以降のN年6月～7月分の家賃は対象となるか。

A. 婚姻を機とした同居であることを実施自治体を確認できれば対象として差し支えない。

(婚姻前から同居している場合 パターン②婚姻前から夫婦が同棲し、婚姻後も居所を維持)

賃貸借契約締結（同居）：賃貸借契約書に夫婦の氏名が記載されているものをいう



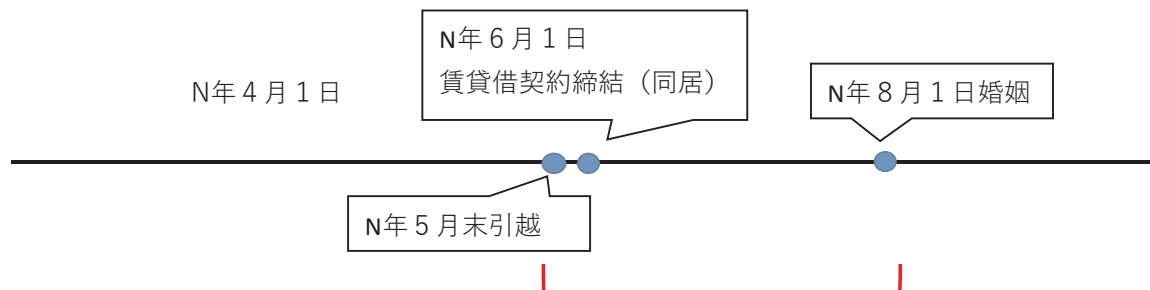
Q. N年4月1日～N年8月1日までの家賃は対象となるか。

A. 婚姻を機とした同居と認められない場合（※）は対象とならない。

※婚姻を機とした同居か否かの判断として、実施自治体において、婚姻前から1年以内、半年以内等、婚姻前の同居開始期間を地域の実情に応じて設定して差し支えない。

(婚姻前から同居している場合 パターン③婚姻を機に新たに賃貸借契約を締結し同居)

賃貸借契約締結（同居）：賃貸借契約書に夫婦の氏名が記載されているものをいう



Q. N年5月末引越費用、6月1日契約時の敷金礼金等、N年6月～7月分の家賃は対象となるか。

A. 婚姻を機とした新たな賃貸借契約と実施自治体が判断できれば対象として差し支えない。

(親族と同居する場合の取扱)

Q 156 夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となるか。

A 対象となる。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となる。

(親族の保有する物件を賃借又は取得した場合の取扱)

Q 157 親族が保有する物件を賃借又は取得した場合は対象となるか。

A 対象となる。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により内容が客観的に確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となる。

(婚姻前から夫婦の一方が居住していた物件で親族と同居する場合の引越費用の取扱)

Q 158 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となるか。

A 対象となる。

(婚姻前に発生した引越費用の取扱)

Q 159 婚姻を機とした同居のため、婚姻前に行った引越の費用は対象となるか。

A 対象となる。

(住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱①)

Q 160 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となるか。

A 対象とならない。

(住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱②)

Q 161 契約名義人は夫婦の親だが、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象となるか。

A 夫婦名義で契約できないやむを得ない事情(未成年・勤務先契約・低所得等)があり、当該事情が書類等で客観的に確認できる場合は、対象として差し支えない。

(夫婦の一方が単身赴任となった場合の取扱)

Q 162 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等も補助の対象となるのか。

A 対象となる。ただし、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象となる。

(家賃等として対象となる費用)

Q163 家賃等について対象となる費用はどのようなものか。

A 婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入費のみが、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみがそれぞれ対象となる (限定列挙)。

区分	経費の例	補助の取扱
住宅取得費用に付随して発生することが多い経費	土地購入代	対象外
	住宅ローン手数料	
住宅賃貸費用に付随して発生することの多い経費	駐車場代(※1)	対象外
	物件の清掃代(※2入居前のクリーニング)、鍵交換代	
	更新手数料	
	光熱水費	
	設備購入代	
	火災保険料、家財保険料	
	契約一時金、保証金	地域の商慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のもの判断できる場合に限り対象とできる

(※1) 家賃と一体不可分の場合は、対象とできることもある。(Q164参照)

(※2) 敷金、礼金と同様の性質を有する場合は、対象とできることもある。

(家賃に含まれる駐車場代の取扱)

Q164 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうすればよいか。

A 家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となる。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とする。

(勤務先から住宅手当が支給されている場合の取扱)

Q165 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となるのか。

A 対象外となる。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象とする。

(住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱)

Q 166 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、又は勤務先が所有する社宅等に入居し、給与天引きにより家賃相当額を負担している場合は対象となるか。

A 対象となる。この場合、賃貸借契約書(社宅等の場合は入居申請書等、勤務先が発行した書類)で賃貸人及び借入人を、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っている又は給与から天引きされていることを、それぞれ確認することが必要となる。

(領収書に記載のない経費)

Q 167 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の確認のみで足りるか。

A 領収書の確認のみで可。ただし、領収書に記載されている費目が敷金となっていること、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払われていることを書面により確認することが必要となる。

(対象となる住居のリフォーム費用)

Q 168 住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものか。

A 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用とし、具体的な工事内容は地域の実情に応じて、自治体で個別に設定して差し支えない。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

(リフォームを行う住宅の所有等)

Q 169 夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要があるか。

A 所有者であることは要しない。ただし、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要。

(賃貸物件のリフォーム)

Q 170 賃貸物件のリフォーム費用は対象となるか。

A 対象となる。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用ではないことを確認されたい。

(国の他の各種補助制度との併給)

Q171 住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能か。

A 下記の補助制度との併用は不可。ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可。なお、下記以外の国の他の補助制度との併用については、個別に相談されたい。

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- ・ こどもエコすまい支援事業
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

(土地購入費用を区分できない場合の取扱)

Q172 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱は。

A 不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能。申請者から売主等に確認し、必ず建物代のみを補助対象とされたい。

(住宅取得費用の取扱)

Q173 住宅取得費用について、金融機関へのローン払い及び住宅メーカーへの一括払いはいずれも対象となるか。

A いずれも補助の対象として差し支えない（重複は除く）。補助対象となる経費は、婚姻日以降に支払ったものとする。ただし、当該婚姻前の住宅取得が夫婦連名によりなされた場合は、取得日（当該日が補助対象期間の初日より前の場合は補助対象期間の初日）以降から補助対象として差し支えない。なお、上記はリフォーム費用について準用する。

(建築中の住宅取得の取扱)

Q174 住宅建築中のため等、当該住宅の住所に住民票を置くことができない場合、当事業の申請は可能か。

A 交付申請は不可。住宅取得については、支払期間内に取得し、住民票を当該住所に置くことができれば交付申請が可能である。住宅取得が次年度になる場合については、継続補助を実施する自治体に限り、自治体の要綱により補助対象世帯の決定を行うことで、継続補助の対象世帯として、次年度に交付申請が可能である。

(対象となる引越費用)

Q175 引越費用について対象となる費用はどのようなものか。

A 引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となる。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となる。(例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用 等)

(5) 広報について

(広報の実施義務)

Q176 本事業の実施に当たり、広報は必須か。

A 必須である。実施計画書中「個別事業の内容」欄に広報の実施内容について記載されたい。なお、実施計画の審査の際は、当該広報の内容もあわせて審査対象となることに留意されたい。

(結婚新生活支援事業に係る広報費用)

Q177 広報に係る経費を本事業に計上することは可能か。

A 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運構成事業（一般メニュー）として実施することが可能である。